

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成22年 5 月19日

【計算期間】 第4特定期間（自 平成21年 8 月21日 至 平成22年 2 月22日）

【ファンド名】 インベスコ オーストラリア株式ファンド

【発行者名】 インベスコ投信投資顧問株式会社

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 アレクサンダー・モーリス・プラウト

【本店の所在の場所】 東京都港区虎ノ門四丁目3番1号 城山トラストタワー25階

【事務連絡者氏名】 三島 克哉

【連絡場所】 東京都港区虎ノ門四丁目3番1号 城山トラストタワー25階

【電話番号】 （03）6402－2700

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

①ファンドの目的

当ファンドは、投資信託財産の成長を図ることを目標として運用を行います。

②信託金の限度額

委託会社は、受託会社と合意のうえ、金3,000億円を限度として信託金を追加することができます。なお、委託会社は、受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

③ファンドの基本的性格

a. ファンドの商品分類

商品分類項目		商品分類の定義
単位型・追加型の別	単位型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンド
	追加型投信	
投資対象地域	国内	目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	海外	
	内外	
投資対象資産	株式	目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるもの
	債券	
	不動産投信 その他資産 資産複合	

*当ファンドの商品分類を網掛け表示しております。該当する定義は上記のとおりですが、その他の定義については、社団法人 投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご覧ください。

b. ファンドの属性区分

属性区分項目		属性区分の定義
投資対象資産	株式	目論見書または信託約款において、その他資産（投資信託証券）を投資対象とする旨の記載があるもの ※当ファンドが投資対象とする投資信託証券（親投資信託）は、株式（一般）を投資対象としており、当ファンドの実質的な投資収益の源泉は株式（一般）です
	(一般)	
	(大型株)	
	(中小型株)	
	債券	
	(一般)	
	(公債)	
	(社債)	
	(その他債券)	
	(クレジット属性)	
	不動産投信	
	その他資産（投資信託証券）	
	資産複合	
	(資産配分固定型)	
	(資産配分変更型)	
決算頻度	年1回	目論見書または信託約款において、年4回決算する旨の記載があるもの
	年2回	
	年4回	
	年6回（隔月）	
	年12回（毎月）	
	日々	
	その他	

投資対象地域	グローバル	日本	目論見書または信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	北米	欧州	
	アジア	オセアニア	
	中南米	アフリカ	
	中近東（中東）	エマージング	
投資形態	ファミリーファンド		目論見書または信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するもの
	ファンド・オブ・ファンズ		
為替ヘッジ	為替ヘッジあり		目論見書または信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないもの
	為替ヘッジなし		

※当ファンドの属性区分を網掛け表示しております。該当する定義は上記のとおりですが、その他の定義については、社団法人 投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご覧ください。

④ファンドの特色



インベスコ オーストラリア株式ファンド（以下「当ファンド」または「ファンド」といいます。）は、主として、インベスコ オーストラリア株式マザーファンド（以下、「マザーファンド」といいます。）受益証券への投資を通じて、オーストラリアの金融商品取引所に上場されている株式^{※1}に分散投資を行い、投資信託財産の成長を図ることを目標とします。

当ファンドは、ファミリーファンド方式^{※2}で運用を行います。



※1 上場予定の株式を含みます。また、上場不動産投資信託を除きます。

※2 ファミリーファンド方式とは、複数のファンドを合同運用する仕組みで、受益者から投資された資金をまとめてベビーファンドとし、その資金の全部または一部をマザーファンド受益証券に投資して実質的な運用を行う仕組みです。

なお、ファンドは投資状況により、マザーファンドのほか株式等に直接投資する場合や、マザーファンドと同様の運用を行う場合があります。



マザーファンドの運用^{※3}に当たっては、クオンツ・モデルを活用して個別銘柄選択およびポートフォリオ構築を行い、S&P/ASX300（除く上場不動産投資信託）指数（円換算ベース）^{※4}をベンチマーク^{※5}とします。

※3 インベスコ・オーストラリア・リミテッド（オーストラリア連邦、メルボルン）にマザーファンドの運用の指図に関する権限を委託します。

※4 S&P/ASX300（除く上場不動産投資信託）指数とは、オーストラリア証券取引所上場の時価総額上位300銘柄で構成される時価総額加重平均指数（S&P/ASX300指数）をもとに、上場不動産投資信託による効果を除外した指数値をスタンダード・アンド・プアーズ社（以下、「S&P」といいます。）が算出したものです。S&P/ASX300（除く上場不動産投資信託）指数は、S&Pが独占的所有権を有しています。委託会社はS&Pと本指数の算出・保守に関する契約を結んでいます。S&Pは本指数の算出に関する誤謬および欠落についていかなる責任も負いません。

なお、円換算ベースの算出については、上記のS&P/ASX300（除く上場不動産投資信託）指数（オーストラリアドルベース）をもとに、計算日の前営業日の指数値に計算日のオーストラリアドル為替レート（わが国における対顧客電信売買相場の仲値）を乗じて、委託会社が独自に円換算したものです。

※5 ベンチマークとは、ファンドのパフォーマンス評価やポートフォリオのリスク管理を行う際の基準となる指標のことです。当ファンドは、ベンチマークを上回る投資成果をあげることを保証するものではありません。



年4回の毎決算時（原則として、2・5・8・11月の各20日^{※6}）に、配当等収益を中心に、分配を行うことを基本とします。

年2回（2月および8月）の決算時には、売買益（評価益を含みます。）等から、分配を行う場合があります。

ただし、分配対象額が少額の場合は分配を行わないこともあります。

※6 休業日の場合は、翌営業日に決算を行います。



上図は、あくまでもイメージであり、分配金を保証するものではありません。



実質外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

⑤ファンドのポイント

ファンドのポイント



⑥ ファンドの投資哲学

ファンドの投資哲学

- ◇投資哲学：数値・データ分析により、株式の本質的な価値を定量的に把握することができると考えます。
- 上記の投資哲学に基づき、クオンツ・モデルを活用して個別銘柄選択およびポートフォリオ構築を行います。

⑦ ファンドの運用プロセス

運用プロセス

当ファンドは、以下のプロセスに基づき運用を行います。

ユニバース	◎S&P/ASX300指数構成銘柄（上場不動産投資信託を除く）を主なユニバースとします。
個別銘柄の期待リターン評価	◎ユニバース内の個別銘柄の期待リターン評価を行います。
個別銘柄のリスク評価	◎ユニバース内の個別銘柄のリスク評価を行います。
ポートフォリオ構築	◎リスク・リターン特性の最適化を行い、ポートフォリオを構築します。
トレーディング	◎費用と効果を考慮したトレーディングを行います。

上記の運用プロセスは、モデルの見直しなどにより、今後変更となる場合があります。

クオンツ運用について

クオンツ運用とは、高度な数学的手法を用いて、市場や個別の株式などを分析し、投資戦略や金融商品を考案・開発して運用することをいいます。

数値・データ分析

◎ 高度な数学的手法を用いて、投資対象企業に関する数値・データの分析を行います。

定量判断

◎ 数値・データの分析による定量判断を行い、投資します。

投資

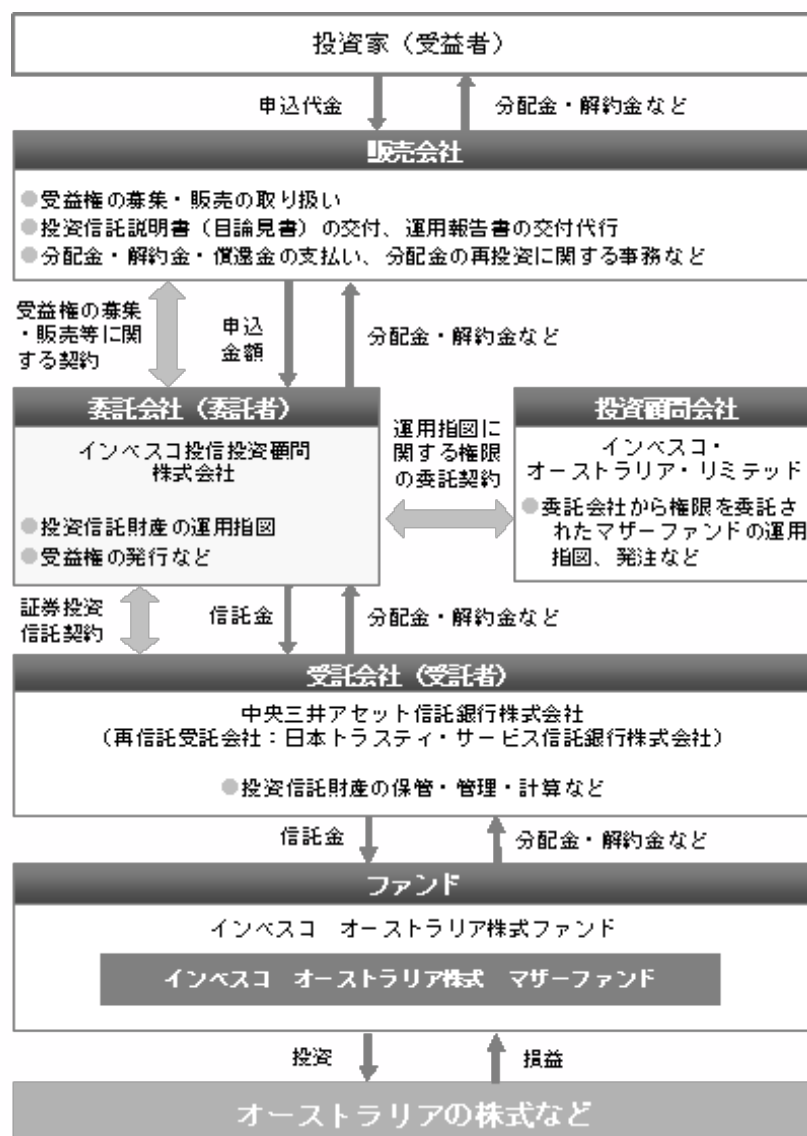
資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき、およびこれらに準ずる事態が生じたとき、あるいは投資信託財産の規模が上記の運用を行うに適さないものとなったときは、上記の運用ができない場合があります。

*当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、償還の準備に入ったときなどが含まれます。

(2) 【ファンドの仕組み】

① ファンドの運営の仕組み

a. ファンドの関係法人の概要



b. 委託会社およびファンドの関係法人の役割

委託会社 インベスコ投信投資顧問株式会社	投資信託財産の運用指図、信託約款の届け出、受託会社との信託契約の締結・解約の実行、受益権の発行、投資信託説明書（交付目論見書）・投資信託説明書（請求目論見書）・運用報告書の作成、投資信託財産の計算（受益権の基準価額の計算）および投資信託財産に関する帳簿書類の作成などを行います。
受託会社 中央三井アセット信託銀行株式会社 ＜再信託受託会社＞ 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	委託会社との信託契約の締結、投資信託財産の保管・管理・計算などを行います。 なお、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に信託事務の一部を委託することがあります。

販売会社	受益権の募集・販売の取り扱いを行い、投資信託説明書（交付目論見書）・投資信託説明書（請求目論見書）の交付、運用報告書の交付代行、分配金・解約金・償還金の支払いおよび分配金の再投資に関する事務などを行います。
投資顧問会社 インベスコ・オーストラリア・リミテッド	委託会社よりマザーファンドの運用指図に関する権限の委託を受けて、マザーファンドの運用指図、投資判断・発注などを行います。

c. 委託会社がファンドの関係法人と締結している契約等の概要

受託会社と締結している契約： 証券投資信託契約	信託約款に基づき締結され、運用方針、投資制限、委託会社・受託会社の業務、受益者の権利、信託報酬の総額、信託期間などファンドの運営に関する事項が規定されています。
販売会社と締結している契約： 受益権の募集・販売等に関する契約	受益権の募集・販売の取り扱い、分配金・解約金・償還金の支払いに関する事務、その他これらに付随する事務および手続きなどの内容が規定されています。
投資顧問会社と締結している契約： 運用指図に関する権限の委託契約	委託会社が投資顧問会社に委託するマザーファンドの運用指図に関する業務の内容、当該業務にかかる投資顧問会社の報酬、契約の期間および終了手続きなどが規定されています。

[次へ](#)

②委託会社等の概況

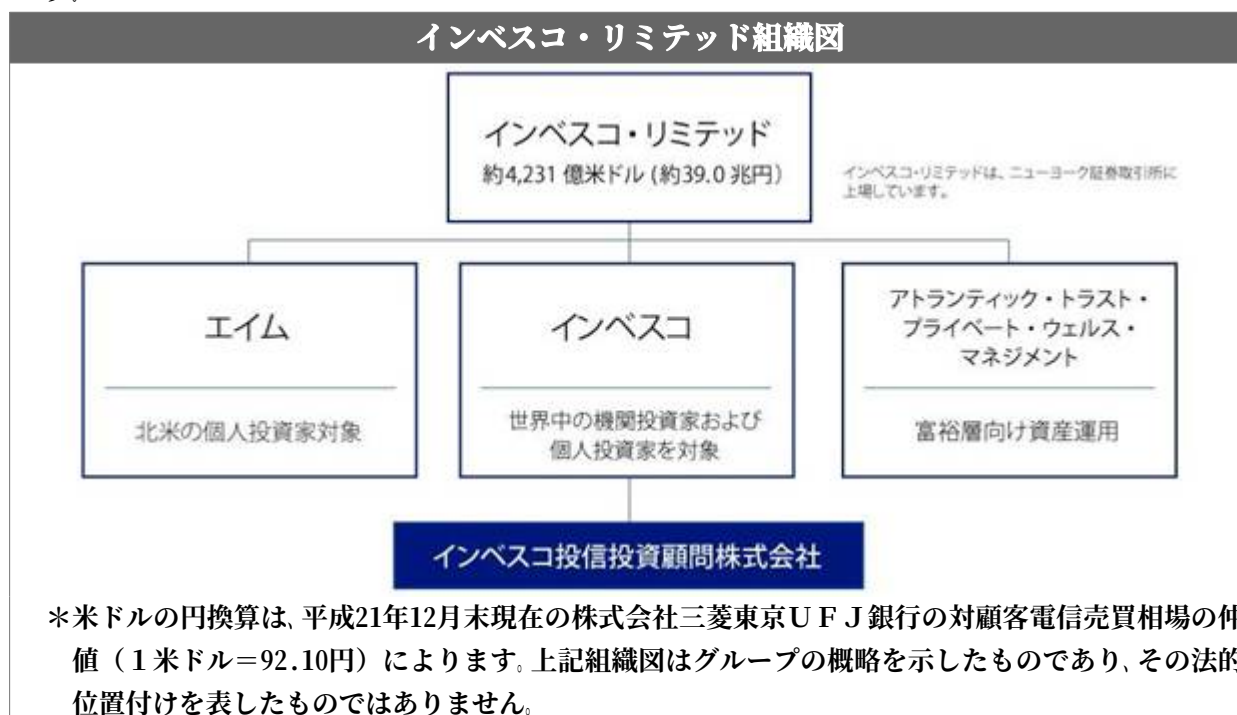
- a. 名称（商号等） インベスコ投信投資顧問株式会社
金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第306号
- b. 加入協会 社団法人 投資信託協会
社団法人 日本証券投資顧問業協会
- c. 代表者の役職氏名 代表取締役社長 アレクサンダー・モーリス・プラウト
- d. 本店の所在の場所 東京都港区虎ノ門四丁目3番1号
城山トラストタワー25階
- e. 資本金 480百万円（平成22年3月31日現在）
- f. 沿革
- 昭和58(1983)年 東京に事務所を開設し、日本株式の運用を開始
- 昭和62(1987)年 投資顧問業者として関東財務局に登録、また投資一任業務の認可を取得
- 平成2(1990)年 インベスコ投信株式会社を設立
- 平成4(1992)年 厚生年金基金の運用を受託
- 平成7(1995)年 公的年金の運用を受託
- 平成8(1996)年 投資顧問会社と投信会社が合併し、インベスコ投信投資顧問株式会社に社名変更
- 平成10(1998)年 エル・ジー・ティー投信・投資顧問株式会社と合併

g. 大株主の状況（平成22年3月31日現在）

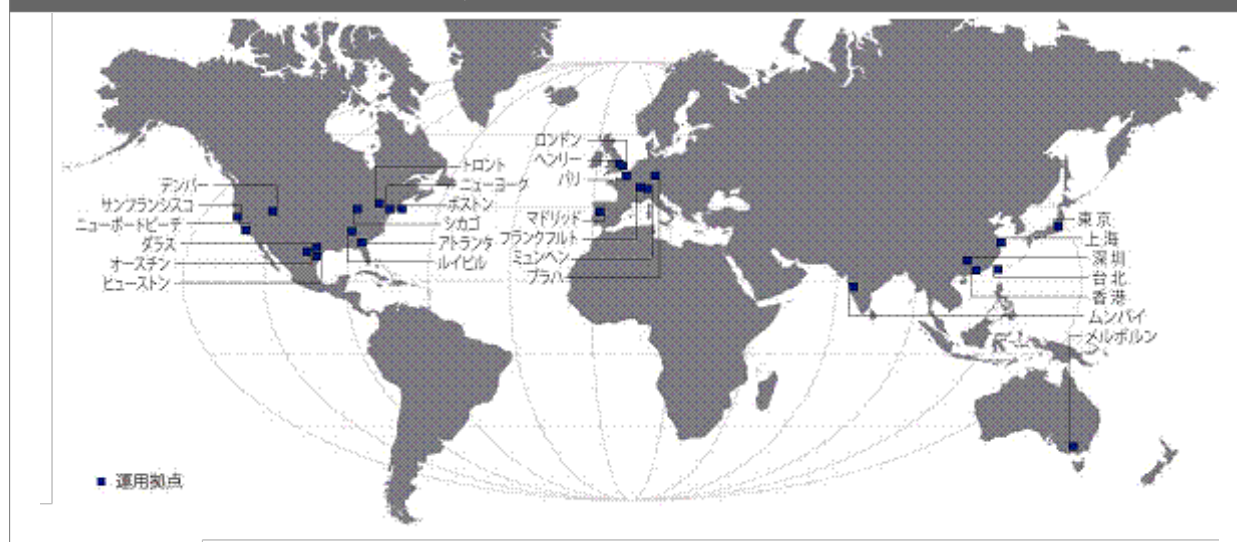
名称	住所	所有株式数	所有比率
インベスコ・アセット・マネジメント・リミテッド	英国ロンドン市フィンズベリースクウェア 30番地EC2A 1AG	9,600株	100%

h. 委託会社の属する企業グループについて（平成21年12月末現在）

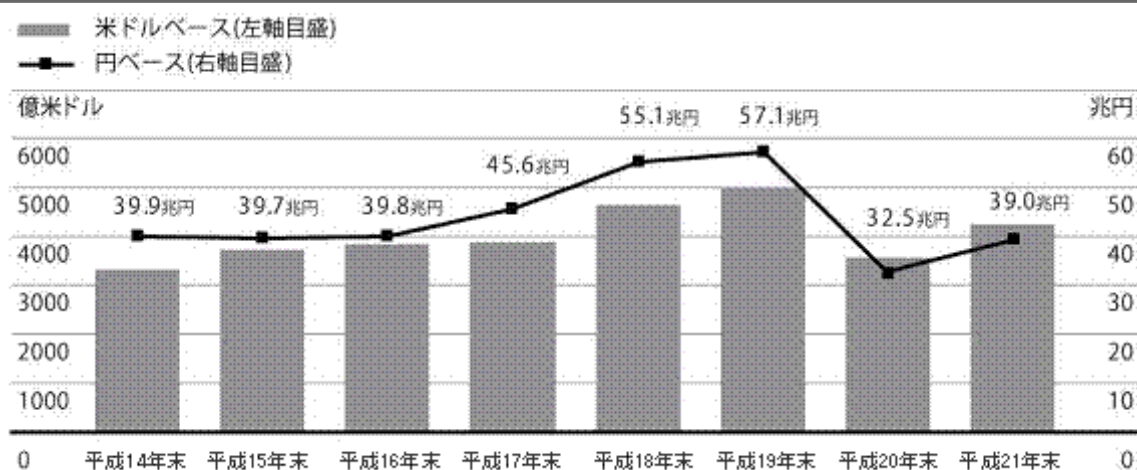
委託会社はインベスコ・リミテッドを持株会社とする独立系運用会社です。インベスコ・リミテッドの組織図、グローバルネットワークおよび運用資産残高の推移は以下のとおりです。



グローバルネットワーク



運用資産残高の推移



＊米ドルの円換算は、各末日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値によります。

2【投資方針】

(1)【投資方針】

①基本方針

当ファンドは、投資信託財産の成長を図ることを目標として運用を行います。

②主な投資態度

- a. 主として、マザーファンド受益証券への投資を通じて、オーストラリアの金融商品取引所に上場されている株式（上場予定を含みます。以下同じ。）に分散投資を行い、投資信託財産の成長を図ることを目標とします。
- b. マザーファンド受益証券の組入比率は、原則として高位を維持します。
- c. S&P/ASX300（除く上場不動産投資信託）指数^{※1}（円換算ベース^{※2}）をベンチマークとします。
※1 S&P/ASX300（除く上場不動産投資信託）指数とは、オーストラリア証券取引所上場の時価総額上位300銘柄で構成される時価総額加重平均指数（S&P/ASX300指数）をもとに、上場不動産投資信託による効果を除外した指数値をスタンダード・アンド・プアーズ社が算出したものです。
※2 円換算ベースとは、上記のS&P/ASX300（除く上場不動産投資信託）指数（オーストラリアドルベース）をもとに、計算日の前営業日の指数値に計算日のオーストラリアドル為替レート（わが国における対顧客電信売買相場の仲値）を乗じて、委託会社が独自に円換算したものです。
- d. マザーファンドにおける外貨建資産の運用にあたっては、インベスコ・オーストラリア・リミテッド（メルボルン）に運用の指図に関する権限を委託します。
- e. 実質外貨建資産については、原則として、対円で為替ヘッジを行いません。
- f. 資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき、およびこれらに準ずる事態が生じたとき、あるいは投資信託財産の規模が上記の運用を行うに適さないものとなったときは、上記の運用ができない場合があります。
- g. 投資状況により、マザーファンドと同様の運用を行う場合があります。

(2)【投資対象】

①投資対象とする資産の種類（信託約款第15条）

当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- a. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じです。）
 - イ. 有価証券
 - ロ. デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、信託約款第24条から第26条までに定めるものに限りします。）
 - ハ. 約束手形
- ニ. 金銭債権
- b. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形

②投資対象とする有価証券（信託約款第16条第1項）

委託会社は、信託金を、主としてマザーファンド受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

- a. 株券または新株引受権証書

- b. 国債証券
- c. 地方債証券
- d. 特別の法律により法人の発行する債券
- e. 社債券（新株引受権証券とが社債券が一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
- f. 特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
- g. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
- h. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
- i. 特定目的会社にかかる優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
- j. コマーシャル・ペーパー
- k. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
- l. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、上記 a. から k. までの証券または証書の性質を有するもの
- m. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
- n. 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
- o. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
- p. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限ります。）
- q. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
- r. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- s. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
- t. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
- u. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
- v. 外国の者に対する権利で前 u. の有価証券の性質を有するもの

なお、a. の証券または証書ならびに l. および q. の証券または証書のうち a. の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、b. から f. までの証券ならびに l. および q. の証券または証書のうち b. から f. までの証券の性質を有するもの、ならびに n. に記載する証券のうち投資法人債券を以下「公社債」といい、m. の証券および n. の証券（投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

③投資対象とする金融商品（信託約款第16条第2項）

委託会社は、信託金を、前記「②投資対象とする有価証券」に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲

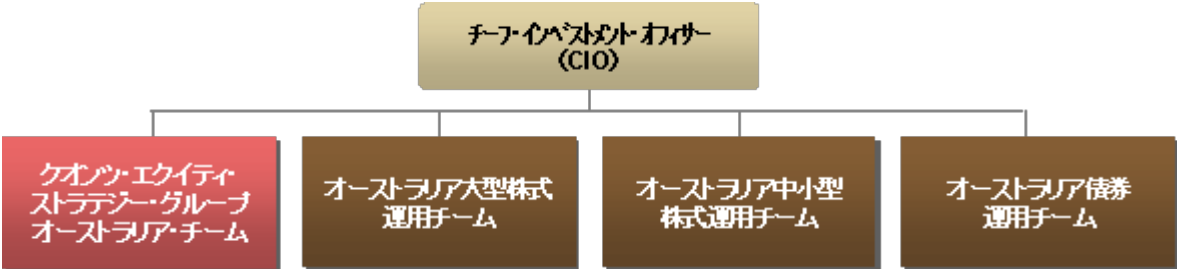
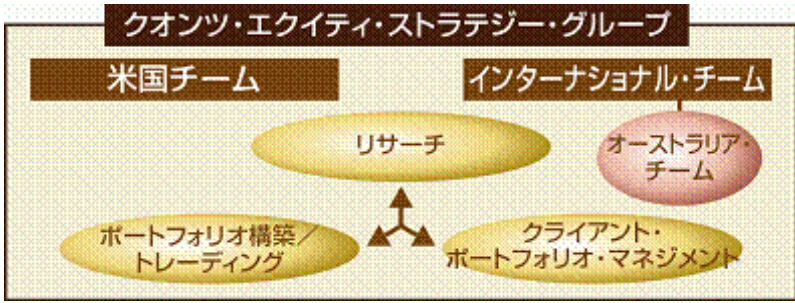
げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

- a. 預金
- b. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- c. コール・ローン
- d. 手形割引市場において売買される手形
- e. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- f. 外国の者に対する権利で前e. の権利の性質を有するもの

前記「②投資対象とする有価証券」にかかわらず、ファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を上記に掲げる金融商品により運用することができます。

(3) 【運用体制】

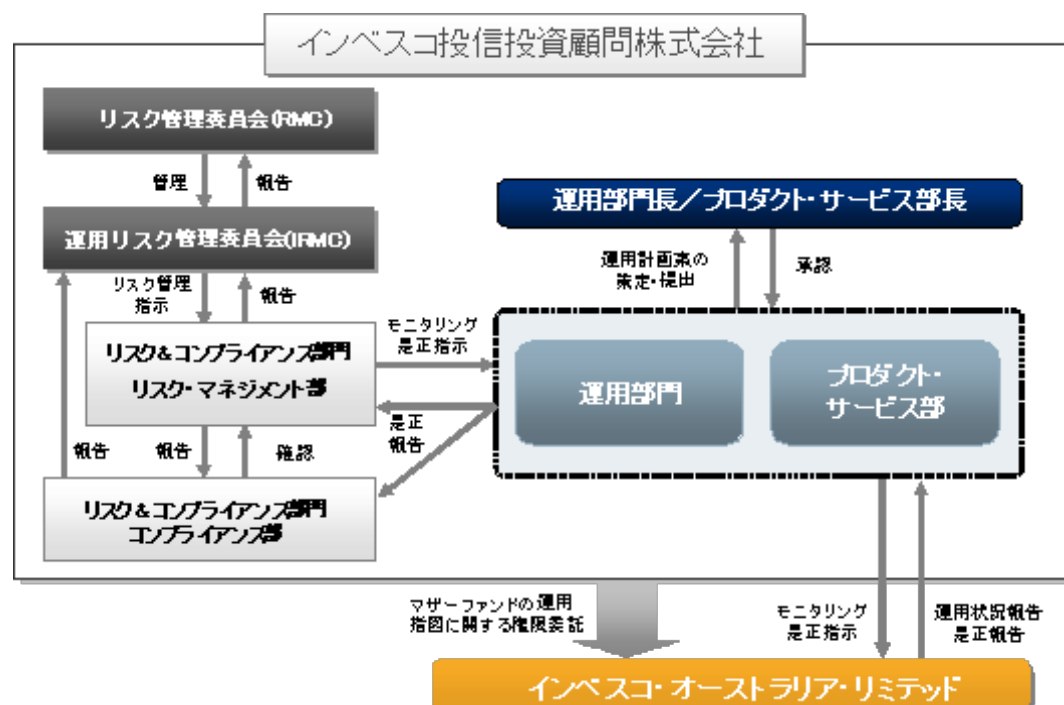
① インベスコ・オーストラリア・リミテッドの運用体制

運用体制図 	
マザーファンドの運用体制の概要	委託会社は、マザーファンドの運用指図に関する権限をインベスコ・オーストラリア・リミテッドに委託します。 マザーファンドの運用は、インベスコ・オーストラリア・リミテッドのクオンツ・エクイティ・ストラテジー・グループのオーストラリア・チームが担当します。
運用チーム	クオンツ・エクイティ・ストラテジー・グループは、インベスコにおいてクオンツ・モデルを活用した運用を担当するグローバルな組織で、経験豊富なプロフェッショナルによって構成されています。 
リサーチ	クオンツ・モデルの維持・管理を行っています。クオンツ・モデルに用いるファクター（指標）のモニタリング、および新たなファクターの研究を行います。

ポートフォリオ構築／ トレーディング	クオンツ・モデルを活用し、ポートフォリオの維持、管理を行います。取引コストの予測を行い、最終的に売買を行う銘柄を特定します。
クライアント・ポート フォリオ・マネジメン ト	ポートフォリオのリスク管理およびパフォーマンス分析を行います。また、市場ニーズの把握、マーケティング、投資家サポートなどを行います。

②ファンドの関係法人に対する管理体制

関係法人に対する管理体制の概要



内部管理および意思決定を監督する組織	リスク・マネジメント部（2～3名程度）は、ファンドの運用リスク分析・モニタリングを行い、その結果を運用リスク管理委員会、コンプライアンス部および運用部門に報告します。 運用リスク管理委員会（10名程度）は、リスク・マネジメント部からの報告を基に、運用の適切性・妥当性を検証、審議します。 ＊詳しくは、「投資リスク」の(2)投資リスクに対する管理体制をご覧ください。
運用に関する社内規定	ファンドの運用に関する社内規定として「運用業務規程」、リスク管理に関する社内規定として「リスク管理規程」があります。
ファンドの関係法人に対する管理体制	投資顧問会社の管理・統制については、運用内容に関する十分な情報開示を求め、運用方針と運用内容に乖離がないかを確認します。また、定性・定量面における評価を継続的に実施します。 受託会社などの管理・統制については、外部監査法人による「内部統制監査報告書」を入手し、検証・モニタリングなどを行っております。

◆上記運用体制における組織名称などは、平成22年3月31日現在のものであり、委託会社または

投資顧問会社の組織変更などにより変更となる場合があります。

(4)【分配方針】

①ファンドの決算日

年4回の2・5・8・11月の各20日（同日が休業日の場合は翌営業日）。

②分配方針（信託約款 運用の基本方針 3. 分配方針）

委託会社は、原則として以下の方針に基づき収益の分配を行います。ただし、第1期計算期間末には分配を行いません。

a. 分配対象額の範囲

分配対象額の範囲は、経費控除後の繰り越し分を含む配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

b. 分配方針

イ. 年4回の決算時に、原則として、配当等収益を中心に分配を行うことを基本とします。

ロ. 年2回（2月および8月）の決算時には、売買益（評価益を含みます。）等から、基準価額水準、市況動向、残存信託期間などを勘案して委託会社が決定する額を加えて分配を行う場合があります。

ハ. 分配対象額が少額の場合は分配を行わないこともあります。

c. 留保益の運用方針

留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

③利益の処理方法（信託約款第42条）

a. 投資信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

イ. 配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費および当該諸経費にかかる消費税等相当額、諸費用および当該諸費用にかかる消費税等相当額、ならびに信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等相当額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金に充てるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

＊ 諸経費とは、投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する費用および受託会社の立て替えた立替金の利息をいいます。以下同じです。

＊ 諸費用とは、監査費用、法律顧問および税務顧問への報酬、受益権の管理事務に関連する費用等、有価証券届出書・有価証券報告書・臨時報告書・目論見書・信託約款の変更または信託契約の解約にかかる事項を記載した書面および運用報告書の作成・印刷・交付・届出または提出にかかる費用、受益者に対してする公告にかかる費用をいいます。以下同じです。

ロ. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費および当該諸経費にかかる消費税等相当額、諸費用および当該諸費用にかかる消費税等相当額、ならびに信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等相当額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配に充てるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

b. 毎計算期末において、投資信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

④分配金の支払い

a. 「分配金再投資コース」

分配金は、税引き後無手数料で再投資されます。

b. 「分配金受取りコース」

分配金は、原則として決算日から起算して5営業日目までに販売会社でお支払いを開始します。

※分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該分配金にかかる決算日以前において、一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で、取得申込代金支払い前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については、原則として、取得申込者としします。）に支払います。

※「分配金再投資コース」の分配金の再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(5)【投資制限】

①信託約款上の投資制限

a. マザーファンド受益証券への投資制限（信託約款 運用の基本方針 2. 運用方法(3)投資制限①）

マザーファンド受益証券への投資割合には制限を設けません。

b. 株式への投資制限（信託約款 運用の基本方針 2. 運用方法(3)投資制限②）

株式への実質投資割合^{※1}には制限を設けません。

※1 実質投資割合とは、ファンドに属する資産の時価総額と、マザーファンドに属する資産のうちファンドに属するとみなした額（ファンドに属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額のファンドの純資産総額に対する割合をいいます。以下同じです。

c. 投資する株式などの範囲（信託約款第20条）

イ. 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所^{※2}に上場されている株式の発行会社の発行するもの、および金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとしします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

※2 金融商品取引所とは、金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じです。

なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場および当該市場を開設する者を「証券取引所」という場合があります。

ロ. 前イ. の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書などにおいて上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるとしします。

d. 外貨建資産への投資制限（信託約款 運用の基本方針 2. 運用方法(3)投資制限③）

外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

e. 新株引受権証券などへの投資制限（信託約款第16条第4項）

イ. 委託会社は、投資信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、取得時において投資信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

ロ. 前イ. において投資信託財産に属するとみなした額とは、投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

f. 同一銘柄の株式などへの投資制限（信託約款第21条）

イ. 委託会社は、投資信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する当該株式の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、取得時において投資信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

ロ. 委託会社は、投資信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、取得時において投資信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

ハ. 上記イ. およびロ. において投資信託財産に属するとみなした額とは、投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

g. 同一銘柄の転換社債などへの投資制限（信託約款第22条）

イ. 委託会社は、投資信託財産に属する同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債^{※3}の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する当該転換社債および転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、取得時において投資信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

※3 新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの、ならびに会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがあるものをいいます。以下同じです。

ロ. 前イ. において投資信託財産に属するとみなした額とは、投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める当該転換社債および転換社債型新株予約権付社債の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

h. 投資信託証券への投資制限（信託約款第16条第5項）

イ. 委託会社は、投資信託財産に属する投資信託証券（マザーファンド受益証券を除きます。以下同じ。）の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

ロ. 前イ. において投資信託財産に属するとみなした額とは、投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

i. 信用取引の指図範囲（信託約款第23条）

イ. 委託会社は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

ロ. 前イ. の信用取引の指図は、当該売り付けにかかる建玉の時価総額とマザーファンドの

投資信託財産に属する当該売り付けにかかる建玉の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額の合計額が、投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。

ハ、投資信託財産の一部解約等の事由により、前ロ、の売り付けにかかる建玉の時価総額の合計額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかに、その超える額に相当する売り付けの一部を決済するための指図をするものとします。

ニ、前ロ、において投資信託財産に属するとみなした額とは、投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める当該売り付けにかかる建玉の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

ジ. 先物取引等の運用指図・目的・範囲（信託約款第24条）

イ、委託会社は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、および投資信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）、および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします（以下同じです。）。

(i) 先物取引の売り建ておよびコール・オプションの売り付けの指図は、建玉の合計額が、組入有価証券の時価総額の範囲内とします。

(ii) 先物取引の買い建ておよびプット・オプションの売り付けの指図は、建玉の合計額が、有価証券の組入可能額（組入有価証券を差し引いた額）に投資信託財産が限月までに受け取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権、組入抵当証券ならびに組入指定金銭信託の受益証券の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ投資信託財産が限月までに受け取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに信託約款第16条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額（以下「金融商品運用額等」といいます。）の範囲内とします。

(iii) コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、当「ジ. 先物取引等の運用指図・目的・範囲」で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の投資信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

ロ、委託会社は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、および為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。

(i) 先物取引の売り建ておよびコール・オプションの売り付けの指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合わせて、保有外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じです。）の時価総額の範囲内とします。

(ii) 先物取引の買い建ておよびプット・オプションの売り付けの指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合わせて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。

(iii) コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ当「ジ. 先物取引等の運用指図・目的・範囲」で規定する全オプション取引にかか

る支払いプレミアム額の合計額が、取引時点の投資信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

ハ、委託会社は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、および投資信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。

(i) 先物取引の売り建ておよびコール・オプションの売り付けの指図は、建玉の合計額が、保有金利商品（投資信託財産が1年以内に受け取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに信託約款第16条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用されているものをいいます。以下同じです。）の時価総額の範囲内とします。

(ii) 先物取引の買い建ておよびプット・オプションの売り付けの指図は、建玉の合計額が、投資信託財産が限月までに受け取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに金融商品運用額等の範囲内とします。ただし、保有金利商品が外貨建てで、投資信託財産の外貨建資産組入可能額（信託約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差し引いた額。以下同じです。）に投資信託財産が限月までに受け取る外貨建組入公社債、組入外国貸付債権受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には、外貨建資産組入可能額に投資信託財産が限月までに受け取る外貨建組入有価証券にかかる利払金および償還金等を加えた額を限度とします。

(iii) コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ当「j. 先物取引等の運用指図・目的・範囲」で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の投資信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

k. スワップ取引の運用指図・目的・範囲（信託約款第25条）

イ、委託会社は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

ロ、スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則としてファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

ハ、スワップ取引の指図にあたっては、投資信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの投資信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。）が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、投資信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

ニ、前ハ、においてマザーファンドの投資信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの投資信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額に、マザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める

投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

ホ. スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。

ヘ. 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受け入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受け入れの指図を行うものとします。

1. 金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図・目的・範囲（信託約款第26条）

イ. 委託会社は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

ロ. 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則としてファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

ハ. 金利先渡取引の指図にあたっては、投資信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの投資信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「金利先渡取引の想定元本の合計額」といいます。）が、投資信託財産にかかる保有金利商品の時価総額とマザーファンドの投資信託財産にかかる保有金利商品の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「保有金利商品の時価総額の合計額」といいます。）を超えないものとします。なお、投資信託財産の一部解約等の事由により、上記保有金利商品の時価総額の合計額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額が保有金利商品の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかに、その超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

ニ. 前ハ. においてマザーファンドの投資信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの投資信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額に、マザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの投資信託財産にかかる保有金利商品の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの投資信託財産にかかる保有金利商品の時価総額に、マザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

ホ. 為替先渡取引の指図にあたっては、投資信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの投資信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「為替先渡取引の想定元本の合計額」といいます。）が、投資信託財産にかかる保有外貨建資産の時価総額とマザーファンドの投資信託財産にかかる保有外貨建資産の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「保有外貨建資産の時価総額の合計額」といいます。）を超えないものとします。なお、投資信託財産の一部解約等の事由により、上記保有外貨建資産の時価総額の合計額が減少して、為替先渡取引の想定元本の合計額が保有外貨建資産の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかに、その超える額に相当する為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

ヘ. 前ホ. において、マザーファンドの投資信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの投資信託財産にかか

る為替先渡取引の想定元本の総額に、マザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの投資信託財産にかかる保有外貨建資産の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの投資信託財産にかかる保有外貨建資産の時価総額に、マザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

ト. 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。

チ. 委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受け入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受け入れの指図を行うものとします。

m. 有価証券の貸し付けの指図および範囲（信託約款第27条）

イ. 委託会社は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産に属する株式および公社債を次の(i)および(ii)の範囲内で貸し付けることの指図をすることができます。

(i)株式の貸し付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、投資信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。

(ii)公社債の貸し付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、投資信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。

ロ. 前イ. の(i)および(ii)に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

ハ. 委託会社は、有価証券の貸し付けにあたって必要と認めたときは、担保の受け入れの指図を行うものとします。

n. 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限（信託約款第28条）

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

o. 外国為替予約取引の指図（信託約款第29条）

イ. 委託会社は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、および為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

ロ. 前イ. の予約取引の指図は、投資信託財産にかかる為替の買予約とマザーファンドの投資信託財産にかかる為替の買予約のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額と、投資信託財産にかかる為替の売予約とマザーファンドの投資信託財産にかかる為替の売予約のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額との差額につき円換算した額が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、投資信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

ハ. 前ロ. において投資信託財産に属するとみなした額とは、投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める為替の当該予約の総額の割合を乗じて得た額をいいます。

p. 一部解約の請求および有価証券の売却等の指図（信託約款第33条）

委託会社は、投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券にかかる信託契約の一部解約の請求および有価証券の売却等の指図ができます。

q. 再投資の指図（信託約款第34条）

委託会社は、前p. の規定によるマザーファンド受益証券の一部解約代金、有価証券の売却

代金、有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

r. 資金の借入れ（信託約款第35条）

イ. 委託会社は、投資信託財産の効率的な運用および運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

ロ. 前イ. の資金借入額は、次の(i)から(iii)までに掲げる要件を満たす範囲内の額とします。

(i)一部解約に伴う支払資金の手当てにあたっては、一部解約金の支払資金の手当てのために行った有価証券等の売却または解約等、および有価証券等の償還による受け取りの確定している資金の額の範囲内

(ii)再投資にかかる分配金の支払資金の手当てにあたっては、分配金の再投資額の範囲内

(iii)借入指図を行う日における投資信託財産の純資産総額の10%以内

ハ. 一部解約に伴う支払資金の手当てのための借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間、受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間、または受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とします。

ニ. 再投資にかかる分配金の支払資金の手当てのための借入期間は、投資信託財産から分配金が支弁される日からその翌営業日までとします。

ホ. 借入金の利息は投資信託財産中から支弁します。

②法令に基づく投資制限

a. デリバティブ取引にかかる投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号）

委託会社は、信託財産に関して、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。

b. 同一の法人の発行する株式の投資制限（投資信託及び投資法人に関する法律第9条）

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、下記イ. に掲げる数がロ. に掲げる数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図しないものとします。

イ. その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式にかかる議決権の総数

ロ. 当該株式にかかる議決権の総数に100分の50を乗じて得た数

（参考）マザーファンドの投資方針

インベスコ オーストラリア株式 マザーファンド

1 基本方針

この投資信託は、投資信託財産の成長を図ることを目標として運用を行います。

2 運用方法

(1)投資対象

オーストラリアの金融商品取引所に上場されている株式（上場予定を含みます。以下同じ。）を主要投資対象とします。

(2)投資態度

- ①主として、オーストラリアの金融商品取引所に上場されている株式（上場予定を含みます。以下同じ。）に分散投資を行い、投資信託財産の成長を図ることを目標とします。
- ②主としてオーストラリアの上場株式（上場不動産投資信託を除きます。）を投資対象とし、クオンツ・モデルを活用して、企業のファンダメンタルズや株価動向の分析による個別銘柄選択を行い、さらにリスク・リターン特性の最適化を行うことにより、ポートフォリオを構築します。
- ③株式の組入比率は、原則として高位を維持します。
- ④S&P/ASX300（除く上場不動産投資信託）指数^{※1}（円換算ベース^{※2}）をベンチマークとします。
※1 S&P/ASX300（除く上場不動産投資信託）指数とは、オーストラリア証券取引所上場の時価総額上位300銘柄で構成される時価総額加重平均指数（S&P/ASX300指数）をもとに、上場不動産投資信託による効果を除外した指数値をスタンダード・アンド・プアーズ社が算出したものです。
※2 円換算ベースとは、上記のS&P/ASX300（除く上場不動産投資信託）指数（オーストラリアドルベース）をもとに、計算日の前営業日の指数値に計算日のオーストラリアドル為替レート（わが国における対顧客電信売買相場の仲値）を乗じて、委託会社が独自に円換算したものです。
- ⑤外貨建資産の運用にあたっては、インベスコ・オーストラリア・リミテッド（オーストラリア連邦、メルボルン）に運用の指図に関する権限を委託します。
- ⑥外貨建資産については、原則として、対円での為替ヘッジを行いません。
- ⑦資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき、およびこれらに準ずる事態が生じたとき、あるいは投資信託財産の規模が上記の運用を行うに適さないものとなったときは、上記の運用ができない場合があります。

(3)投資制限

- ①株式への投資割合には制限を設けません。
- ②外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- ③新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の20%以下とします。
- ④投資信託証券への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ⑤同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の20%以下とします。
- ⑥同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ⑦同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債（新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新

株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの、ならびに会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがあるものをいいます。）への投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。

3【投資リスク】

投資信託はリスクを含む商品であり、当ファンドは、外国の株式など値動きのある有価証券に投資しますので、組入株式の価格の下落や、組入株式の発行者の倒産、財務状況の悪化などの影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、外貨建ての資産は、為替変動による影響も受けます。したがって、ご投資家の皆さまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

委託会社の指図に基づく行為により投資信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

投資信託は、預金保険機構または保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関は投資者保護基金には加入していません。

ご投資家の皆さまにおかれましては、当ファンドの内容・リスクを十分ご理解のうえお申し込みください。

(1)基準価額の変動要因等

①基準価額の主な変動要因

株価の変動リスク (価格変動リスク・信用リスク)	株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績、市場の需給などを反映して変動し、下落することがあります。また、発行企業が経営不安、倒産などに陥った場合には、投資資金が回収できなくなることもあります。これらの影響により、基準価額が下落することがあります。
為替変動リスク	為替レートは、各国の金利動向、政治・経済情勢、為替市場の需給、その他の要因により大幅に変動する場合があります。組入外貨建資産について日本円で評価する際、当該外貨の為替レートが円高方向に変動した場合には、基準価額が下落することがあります。

②基準価額のその他の変動要因

解約資金手当によるリスク	短期間に相当金額の解約資金の手当てを行うため、市場の規模や動向によっては、市場実勢を押し下げ、当初期待された価格で有価証券を売却できないことがあります。
コール・ローン等の相手先に関する信用リスク	コール・ローン等の短期金融商品で運用する場合、相手先の債務不履行により損失が発生する場合があります。この影響により、基準価額が下落することがあります。

ファミリーファンド方式にかかるリスク	マザーファンド受益証券に投資する他のベビーファンドの追加設定・解約等に伴う資金変動などが生じ、マザーファンドにおいて組入有価証券の売買が行われた場合などには、組入有価証券等の価格の変化や売買手数料などの負担がマザーファンドの基準価額に影響を及ぼすことがあります。
--------------------	---

(2)投資リスクに対する管理体制

①リスク管理体制の概要

リスク管理体制の概要	
リスク管理委員会 (RMC)	取締役会で定めたリスク管理の基本方針、およびリスク管理規程に従い、包括的なリスク管理を「リスク管理委員会」（以下「RMC」といいます。）で行います。 RMCは、社内各部署から報告された各種リスクを検討、協議し、具体的なリスク管理方針を策定します。
運用リスク管理委員会 (IRMC)	RMCでは、分会として「運用リスク管理委員会」（以下「IRMC」といいます。）を開催し、運用リスクの管理を行います。 IRMCは、運用リスクを把握し、運用の適切性・妥当性を検証、審議して、その結果をRMCへ報告します。 ＊IRMCの構成メンバーは、コンプライアンス部長、運用部門担当役員、管理部門担当役員、リスク・マネジメント部長、プロダクト・サービス部長、オペレーション部長、各運用部ヘッドおよび議長が任命する者です。

②関係部署の役割

リスク・マネジメント部	資産配分や価格変動リスクなどの運用リスク分析・モニタリングを行います。ファンドの信託約款や法令等で規定されている投資制限の遵守状況をモニタリングし、その結果をIRMCおよび関係部署に報告します。 また、必要に応じて運用部門へ是正を指示し、是正状況を確認します。
運用部門／プロダクト・サービス部	リスク・マネジメント部から報告を受けた投資制限の遵守状況の結果に基づき、必要に応じて委託先へ是正を指示し、是正状況を確認します。
コンプライアンス部	リスク・マネジメント部の業務遂行を監督します。リスク・マネジメント部が指示した是正につき、適切な処理が行われているか確認し、必要に応じてIRMCに報告します。 また、最良執行など売買取引をモニタリングします。

③インベスコ・オーストラリア・リミテッドのリスク管理体制

リスク管理体制の概要	
クライアント・ポートフォリオ・マネジメント担当	リスク管理システムは、クオンツ・モデルに内包されており、オーストラリア・チームのクライアント・ポートフォリオ・マネジメント担当がモニタリングを行います。必要に応じて、リサーチ担当やポートフォリオ構築／トレーディング担当に指示を出します。
商品管理委員会	商品管理委員会は、ピア・グループ比較などのパフォーマンス分析を行い、その結果をポートフォリオ構築／トレーディング担当に提供します。
リスク管理委員会	リスク管理委員会は、クライアント・ポートフォリオ・マネジメント担当によるモニタリング結果の報告を受けて、必要に応じて、ポートフォリオ構築／トレーディング担当に是正指示を出します。

◆上記リスク管理体制における組織名称などは、委託会社または投資顧問会社の組織変更などにより変更となる場合があります。この場合においても、ファンドの基本的なリスク管理体制が変更されるものではありません。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

- ①申込手数料^{※1}は、申込口数、申込金額^{※2}または申込代金^{※3}などに応じて、取得の申込受付日の翌営業日の基準価額に、販売会社が定める3.15%（税抜3.00%）以内の手数料率を乗じて得た額とします。

詳しくは、お申し込みの販売会社にお問い合わせください。

※1 申込手数料には、申込手数料にかかる消費税および地方消費税に相当する金額（以下「消費税等相当額」といいます。）がかかります。

※2 「申込金額」とは、「取得の申込受付日の翌営業日の基準価額×申込口数」により計算される金額をいいます。

※3 「申込代金」とは、「申込金額+申込手数料（税込）」により計算される金額をいいます。

- ②「分配金再投資コース」において分配金を再投資する場合は、無手数料とします。

(2)【換金（解約）手数料】

①換金（解約）手数料

当ファンドの換金（解約）にあたり、手数料はありませんが、信託財産留保額を控除いたします。

②信託財産留保額

解約請求受付日の翌営業日の基準価額に、0.20%の率を乗じて得た額とします。

※「信託財産留保額」とは、解約者と償還時まで投資を続ける受益者との間の公平性を確保するため、信託期間満了前の解約に対し解約者から徴収する一定の金額をいいます。差し引かれた信託財産留保額は、信託財産に留保されます。

(3)【信託報酬等】

①計算方法

毎日、投資信託財産の純資産総額に年率1.659%（税抜1.58%）を乗じて得た額を計上します。

②信託報酬の配分

総 額	年率1.659%（税抜1.58%）		
配 分	委託会社	販売会社	受託会社
	年率0.7875% （税抜0.75%）	年率0.7875% （税抜0.75%）	年率0.0840% （税抜0.08%）

※委託会社が受け取る報酬には、マザーファンドの運用指図に関する権限の委託先であるインベスコ・オーストラリア・リミテッドへの報酬が含まれています。同社に対しては、委託会社が受け取る報酬額（税抜）×40%により計算された報酬額が支払われます。

③支払方法

毎計算期末または信託終了のとき、投資信託財産中から支弁するものとします。

(4)【その他の手数料等】

①信託事務の諸経費

a. 該当する費用

- ・組入有価証券売買時の売買委託手数料

- ・先物取引やオプション取引等に要する費用
- ・資産を外国で保管する場合の費用
- ・借入金の利息、融資枠の設定に要する費用
- ・受託会社の立て替えた立替金の利息
- ・投資信託財産に関する租税
- ・信託事務の処理等に要する費用

b. 計算方法等

運用状況などによって変動するため、事前に具体的な料率、金額または計算方法を記載できません。

c. 支払方法

受益者の負担とし、投資信託財産中から実費を支弁します。

②その他諸費用

a. 該当する費用

- ・監査費用
- ・法律顧問および税務顧問への報酬
- ・受益権の管理事務等に関連する費用
- ・有価証券届出書、有価証券報告書および臨時報告書の作成および届出または提出にかかる費用
- ・目論見書の作成、印刷および交付にかかる費用
- ・当ファンドの受益者のためにする公告にかかる費用、ならびに信託約款の変更または信託契約の解約にかかる事項を記載した書面の作成、印刷および交付にかかる費用
- ・運用報告書の作成、印刷および交付にかかる費用

b. 計算方法等

その他諸費用 上限固定率
純資産総額に対して年率0.105%（税抜0.10%）

委託会社は、その他諸費用の支払いを投資信託財産のために行い、支払金額の支払いを投資信託財産から受けることができます。

委託会社は、実際に支払う金額の支弁を受ける代わりに、その他諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積もった結果として、投資信託財産の純資産総額の年率0.105%（税抜0.10%）相当額を上限とし一定の率を定め、かかるその他諸費用の合計額とみなし、当ファンドより受領することができます。

委託会社は、投資信託財産の規模等を考慮して、信託期間中に、上限、固定率または固定金額を合理的に計算された範囲内で変更することができます。

c. 支払方法

毎日計上し、毎計算期末または信託終了のときに投資信託財産中から、消費税等相当額とともに、委託会社に支払われます。

(5)【課税上の取扱い】

当ファンドは、課税上は株式投資信託として取り扱われます。日本の居住者（法人を含む。）である受益者に対する課税上の取扱いは、以下のとおりです。

①個人の受益者に対する課税の取扱い

a. 分配金に対する課税

分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、配当所得として、平成23年12月31日までは10%（所得税7%および地方税3%）、平成24年1月1日以降は20%（所得税15%および地方税5%）の税率による源泉徴収が行われます。

なお、原則として確定申告は不要ですが、確定申告により総合課税または申告分離課税を選択することも可能です。

b. 解約金および償還金に対する課税

解約時および償還時の差益（譲渡益）については、譲渡所得として、平成23年12月31日までは10%（所得税7%および地方税3%）、平成24年1月1日以降は20%（所得税15%および地方税5%）の税率による申告分離課税が適用されます。

なお、原則として確定申告が必要ですが、特定口座（源泉徴収あり）を利用した場合は、申告不要です。

c. 損益通算について

解約時および償還時の差損（譲渡損）については、確定申告により他の上場株式等の譲渡益および上場株式等の配当所得の金額（申告分離課税を選択したものに限り、）と損益通算すること、または特定口座（源泉徴収あり）の利用により当該特定口座内の他の上場株式等の譲渡益および上場株式等の配当所得の金額と損益通算することができます。

また、解約時および償還時の差益（譲渡益）については、他の上場株式等の譲渡損と損益通算することができます。

②法人の受益者に対する課税の取り扱い

分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については、平成23年12月31日までは7%（所得税のみ）、平成24年1月1日以降は15%（所得税のみ）の税率による源泉徴収が行われます。

徴収された源泉税は、所有期間に応じて法人税額より控除されます。

益金不算入制度は、適用されません。

◇個別元本について

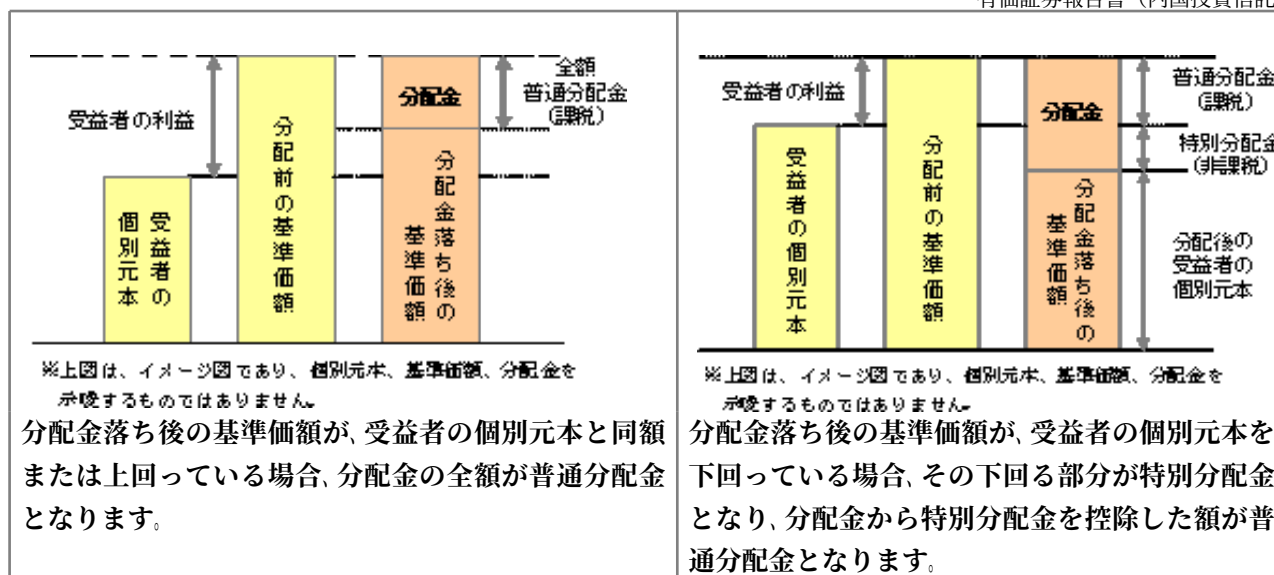
- ・追加型株式投資信託について、受益者ごとの取得時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（以下「個別元本」といいます。）にあたります。
- ・受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、原則として個別元本は、当該受益者が追加取得を行う都度、当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
- ・受益者が特別分配金[※]を受け取った場合、分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

※「特別分配金」については、下記「分配金の課税について」をご参照ください。

◇分配金の課税について

追加型株式投資信託の分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「特別分配金」（受益者毎の元本の一部払い戻しに相当する部分）の区分があります。

普通分配金	特別分配金
-------	-------



◆課税上の取り扱いについては、税務専門家等にご相談ください。

◆ファンドに適用されている税制は、平成22年3月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。その結果、上記の記載内容に変更が生じることがあります。

5【運用状況】

(1)【投資状況】（平成22年3月31日現在）

投資資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	509,199,101	100.21
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）		△1,109,436	△0.21
合 計（純資産総額）		508,089,665	100.00

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。以下同じです。

(参考)インベスコ オーストラリア株式 マザーファンド

投資資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
株式	オーストラリア	485,253,923	95.29
	オランダ	8,742,014	1.71
	シンガポール	2,025,235	0.39
	ニュージーランド	484,717	0.09
	小 計	496,505,889	97.50
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）		12,688,703	2.49
合 計（純資産総額）		509,194,592	100.00

(2)【投資資産】（平成22年3月31日現在）

①【投資有価証券の主要銘柄】

国/ 地域	種類	銘柄名	数量 (口数)	帳簿価額単価 帳簿価額金額 (円)	評価額単価 評価額金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	親投資信託 受益証券	インベスコ オーストラリア株式 マザーファンド	660,097,357	0.7013 462,967,506	0.7714 509,199,101	100.21

種類別投資比率

種 類	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	100.21
合 計	100.21

(参考)インベスコ オーストラリア株式 マザーファンド

順位	国/ 地域	種類	銘柄名	業種	数量 (株式数)	帳簿価額 単価(円)	帳簿価額 金額(円)	評価額 単価(円)	評価額 金額(円)	投資 比率 (%)
1	オースト ラリア	株式	BHP BILLITON	素材	20,434	3,496.47	71,447,072	3,787.28	77,389,377	15.20
2	オースト ラリア	株式	COMMONWEALTH BANK OF AUSTRALIA	銀行	8,583	4,503.63	38,654,714	4,841.34	41,553,269	8.17
3	オースト ラリア	株式	WESTPAC BANKING CORP	銀行	16,666	2,171.22	36,185,699	2,398.07	39,966,294	7.85
4	オースト ラリア	株式	AUST AND NZ BANKING GROUP	銀行	13,143	1,872.74	24,613,537	2,170.37	28,525,251	5.61
5	オースト ラリア	株式	NATIONAL AUSTRALIA BANK	銀行	11,113	2,153.31	23,929,845	2,362.25	26,251,750	5.16
6	オースト ラリア	株式	RIO TINTO	素材	3,878	6,196.22	24,028,967	6,758.43	26,209,230	5.15

7	オーストラリア	株式	AMP	保険	29,439	537.26	15,816,514	544.08	16,017,359	3.15
8	オーストラリア	株式	COCHLEAR	ヘルスケア機器・サービス	2,099	5,466.44	11,474,074	6,225.43	13,067,198	2.57
9	オーストラリア	株式	QANTAS AIRWAYS	運輸	52,376	233.66	12,238,553	244.75	12,819,214	2.52
10	オーストラリア	株式	COCA-COLA AMATIL	食品・飲料・タバコ	13,340	950.01	12,673,256	953.43	12,718,761	2.50
11	オーストラリア	株式	COMPUTERSHARE	ソフトウェア・サービス	11,174	1,018.63	11,382,256	1,088.17	12,159,242	2.39
12	オーストラリア	株式	CENTENNIAL COAL COMPANY LTD	エネルギー	32,573	325.76	10,611,293	353.91	11,527,975	2.27
13	オーストラリア	株式	ORICA	素材	5,060	2,119.20	10,723,192	2,273.56	11,504,237	2.26
14	オーストラリア	株式	ANSELL	ヘルスケア機器・サービス	10,864	994.77	10,807,203	1,023.35	11,117,783	2.19
15	オーストラリア	株式	DOWNER EDI	商業・専門サービス	15,052	717.20	10,795,366	627.66	9,447,550	1.86
16	オーストラリア	株式	JB HI-FI	小売	5,253	1,703.89	8,950,557	1,765.29	9,273,099	1.83
17	オランダ	株式	JAMES HARDIE INDUSTRIES SE	素材	14,337	643.86	9,231,078	609.75	8,742,014	1.71
18	オーストラリア	株式	INSURANCE AUSTRALIA GROUP	保険	23,272	335.15	7,799,620	330.03	7,680,541	1.51
19	オーストラリア	株式	KINGSGATE CONSOLIDATED	素材	9,872	748.75	7,391,742	742.78	7,332,811	1.45
20	オーストラリア	株式	WESFARMERS	食品・生活必需品小売り	2,460	2,675.89	6,582,709	2,705.08	6,654,500	1.31
21	オーストラリア	株式	ORIGIN ENERGY	エネルギー	4,553	1,406.31	6,402,949	1,419.05	6,460,976	1.27
22	オーストラリア	株式	WOODSIDE PETROLEUM	エネルギー	1,602	3,719.06	5,957,935	4,008.15	6,421,072	1.27
23	オーストラリア	株式	TELSTRA CORPORATION	電気通信サービス	24,663	269.48	6,646,303	257.54	6,351,847	1.25
24	オーストラリア	株式	GOODMAN FIELDER	食品・飲料・タバコ	45,360	128.77	5,841,134	125.36	5,686,402	1.12
25	オーストラリア	株式	AGL ENERGY	公益事業	4,331	1,181.98	5,119,158	1,292.84	5,599,310	1.10
26	オーストラリア	株式	METCASH	食品・生活必需品小売り	15,315	347.08	5,315,677	358.17	5,485,465	1.08
27	オーストラリア	株式	WOOLWORTHS	食品・生活必需品小売り	2,231	2,217.28	4,946,755	2,408.30	5,372,933	1.06
28	オーストラリア	株式	MACQUARIE GROUP	各種金融	1,176	3,944.19	4,638,379	4,150.57	4,881,079	0.96
29	オーストラリア	株式	CONSOLIDATED MEDIA HOLDINGS	メディア	14,966	260.95	3,905,479	271.19	4,058,635	0.80
30	オーストラリア	株式	WHITEHEAVEN COAL	エネルギー	9,608	407.21	3,912,540	419.57	4,031,301	0.79

業種別投資比率

業 種	投資比率 (%)
素材	28.86
銀行	26.92
エネルギー	6.25
ヘルスケア機器・サービス	5.93
保険	5.42
食品・飲料・タバコ	3.61
食品・生活必需品小売り	3.43
ソフトウェア・サービス	2.89

運輸	2.78
各種金融	2.51
小売	2.42
商業・専門サービス	1.85
電気通信サービス	1.34
公益事業	1.09
メディア	0.93
資本財	0.73
耐久消費財・アパレル	0.33
不動産	0.11
合 計	97.50

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3)【運用実績】

①【純資産の推移】

		純資産総額 (百万円) (分配落)	純資産総額 (百万円) (分配付)	1口当たり 純資産額(円) (分配落)	1口当たり 純資産額(円) (分配付)
第1特定期間	第1期(平成20年8月20日現在)	585	585	0.8514	0.8514
第2特定期間	第2期(平成20年11月20日現在)	246	248	0.3836	0.3876
	第3期(平成21年2月20日現在)	218	220	0.3693	0.3733
第3特定期間	第4期(平成21年5月20日現在)	303	305	0.4944	0.4984
	第5期(平成21年8月20日現在)	395	398	0.5864	0.5904
第4特定期間	第6期(平成21年11月20日現在)	496	499	0.6681	0.6720
	第7期(平成22年2月22日現在)	460	463	0.6424	0.6464
平成21年3月末日		253	—	0.4322	—
平成21年4月末日		281	—	0.4685	—
平成21年5月末日		308	—	0.4969	—
平成21年6月末日		367	—	0.5236	—
平成21年7月末日		377	—	0.5718	—
平成21年8月末日		413	—	0.6050	—
平成21年9月末日		447	—	0.6477	—
平成21年10月末日		481	—	0.6601	—
平成21年11月末日		463	—	0.6242	—
平成21年12月末日		489	—	0.6783	—
平成22年1月末日		438	—	0.6323	—
平成22年2月末日		437	—	0.6108	—

平成22年3月末日	508	—	0.7052	—
-----------	-----	---	--------	---

②【分配の推移】

		1口当たりの分配金（円）
第1特定期間	第1期	0.0000
第2特定期間	第2期	0.0040
	第3期	0.0040
第3特定期間	第4期	0.0040
	第5期	0.0040
第4特定期間	第6期	0.0040
	第7期	0.0040

③【収益率の推移】

		収益率（％）
第1特定期間	第1期	△14.86
第2特定期間	第2期	△54.47
	第3期	△2.69
第3特定期間	第4期	34.96
	第5期	19.42
第4特定期間	第6期	14.60
	第7期	△3.25

(注1)収益率は、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。

(注2)第1期計算期間については、前期末基準価額の代わりに当初設定元本（1口当たり1円）を使用しております。

第二部【ファンドの詳細情報】

第1【ファンドの沿革】

平成20年6月20日 信託契約締結、ファンド設定、運用開始

第2【手続等】

1【申込（販売）手続等】

(1)申込方法

販売会社において、販売会社所定の方法でお申し込みください。

「分配金再投資コース」をお申し込みいただく投資者は、積立投資契約（別の名称で同様の権利義務を規定する契約を含みます。）をお申し込みの販売会社との間で結んでいただきます。

なお、クーリングオフ（金融商品取引法第37条の6の規定）制度の適用はありません。

(2)申込不可日

オーストラリア証券取引所の休業日またはメルボルンの銀行休業日のいずれかに該当する日には、取得のお申し込みの受け付けを行いません。

(3)申込単位

分配金の受け取り方法により、分配金が税引後無手数料で再投資される「分配金再投資コース」と、分配金を受け取る「分配金受取りコース」の2コースがあります。

申込単位は、お申し込みの販売会社にお問い合わせください。

※「分配金再投資コース」において分配金を再投資する場合は、1口単位とします。

(4)申込締切時間

原則として、毎営業日の午後3時までに取得のお申し込みが行われ、かつ販売会社所定の事務手続きが完了したものを、当日の申込受付分とします。

当日の受付終了後のお申し込みは、翌営業日の申込受付分として取り扱います。

なお、取引所などにおける取引の停止、外国為替取引の停止、投資対象国およびその関連諸地域における非常事態（非常事態宣言の有無を問わず、金融危機、デフォルト、重大な政策変更、クーデター等の政変、戦争等）による市場の閉鎖または流動性の極端な減少、資金の受け渡しに関する障害、またはその他やむを得ない事情があるときは、委託会社の独自の判断により、受益権の取得申し込みの受け付けを中止すること、および既に受け付けた取得申し込みの受け付けを取り消すことがあります。

(5)申込価額

取得の申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

ただし、「分配金再投資コース」において分配金を再投資する場合の申込価額は、ファンドの各計算期間終了日の基準価額とします。

(6)申込手数料

申込口数、申込金額または申込代金などに応じて、取得の申込受付日の翌営業日の基準価額

に、販売会社が定める3.15%（税抜3.00%）以内の手数料率を乗じて得た額とします。

詳しくは、お申し込みの販売会社にお問い合わせください。

(7) 申込代金の支払い

販売会社が定める期日までにお支払いください。

① 「分配金再投資コース」

販売会社の定める申込単位に従った投資者ご指定の金額を、申込代金としてお申し込みの販売会社にお支払いいただきます。

なお、申込手数料は申込代金から差し引かれます。

② 「分配金受取りコース」

申込金額に申込手数料を加算した金額を、申込代金としてお申し込みの販売会社にお支払いいただきます。

(8) 取得の申し込みにかかる受益権の取り扱い

取得のお申し込みを行う投資者は、販売会社に、取得申し込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振り替えを行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。

なお、販売会社は、当該取得申し込みの代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。

委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）に定める事項の振替機関への通知を行うものとし、振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

受託会社は、追加信託により生じた受益権については、追加信託の都度、振替機関の定める方法により振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

2 【換金（解約）手続等】

(1) 換金（解約）方法

販売会社において、販売会社所定の方法でお申し込みください。

(2) 換金（解約）請求不可日

オーストラリア証券取引所の休業日またはメルボルンの銀行休業日のいずれかに該当する日には、一部解約の実行の請求の受け付けを行いません。

(3) 換金（解約）単位

換金（解約）単位は、お申し込みの販売会社にお問い合わせください。

(4) 換金（解約）申込締切時間

原則として、毎営業日の午後3時までに換金（解約）のお申し込みが行われ、かつ販売会社所

定の事務手続きが完了したものを、当日の申込受付分とします。

当日の受付終了後のお申し込みは、翌営業日の申込受付分として取り扱います。

(5)換金（解約）価額

一部解約の実行請求受付日の翌営業日の基準価額から、信託財産留保額を控除した価額とします。

(6)換金（解約）手数料

ありません。

(7)信託財産留保額

一部解約の実行請求受付日の翌営業日の基準価額に、0.20%の率を乗じて得た額とします。

(8)解約金の支払い

原則として、一部解約の実行請求受付日から起算して5営業日目から、販売会社でお支払いいたします。

(9)解約の申し込み受け付けの中止等

投資信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口解約のお申し込みについて、一定の制限を設ける場合があります。

なお、取引所などにおける取引の停止、外国為替取引の停止、投資対象国およびその関連諸地域における非常事態（非常事態宣言の有無を問わず、金融危機、デフォルト、重大な政策変更、クーデター等の政変、戦争等）による市場の閉鎖または流動性の極端な減少、資金の受渡しに関する障害、またはその他やむを得ない事情があるときは、委託会社の独自の判断により、一部解約の実行の請求の受け付けを中止すること、および既に受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消すことがあります。

一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の解約価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして、上記(5)の規定に準じて計算された価額とします。

(10)解約請求にかかる受益権の取り扱い

解約請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかる当ファンドの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

なお、受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

(11)償還金の支払い

原則として、信託終了日から起算して5営業日目までに、販売会社でお支払いを開始いたしま

す。

第3【管理及び運営】

1【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

①基準価額の算定

基準価額とは、ファンドの投資信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

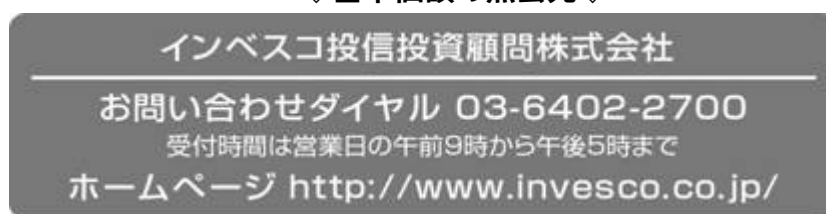
基準価額の算定にあたり、投資信託財産に属する外貨建資産の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

②基準価額の算出頻度と公表

基準価額は委託会社の営業日に日々算出され、原則として、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に「豪州株式」の銘柄名で掲載されるほか、以下に照会することにより知ることができます。

なお、基準価額は便宜上1万口あたりに換算した価額で表示されることがあります。

◇基準価額の照会先◇



③主な投資資産の評価方法の概要

投資資産	評価方法
親投資信託 受益証券	親投資信託受益証券の基準価額で評価します。
株式	原則として、外国金融商品市場などにおける最終相場で評価します。

(2)【保管】

原則として受益証券は発行されないため、受益証券の保管に関する事項はありません。

＊ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。

(3)【信託期間】

ファンドの信託期間は、平成20年6月20日から平成30年2月20日までとします。

なお、信託契約の一部解約により、受益権の総口数が30億口を下回ることとなった場合などは、信託期間の途中で償還することがあります。

(4)【計算期間】

ファンドの計算期間は、原則として毎年2月21日から5月20日、5月21日から8月20日、8月21日から11月20日および11月21日から翌年2月20日までとします。

なお、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

(5) 【その他】

① 繰上償還

a. 信託契約の解約

イ. 委託会社は、信託契約の一部解約により、受益権の総口数が30億口を下回ることとなった場合、信託期間中において当ファンドの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

ロ. 委託会社は、前イ. の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日および信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、当ファンドの信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

ハ. 前ロ. の書面決議において、受益者（委託会社および当ファンドの投資信託財産に当ファンドの受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下当ハ. において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

ニ. 上記ロ. の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行います。

ホ. 前ロ. からニ. までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、当ファンドの信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前ロ. からニ. までの手続きを行うことが困難な場合には適用しません。

b. 信託契約に関する監督官庁の命令

委託会社は、監督官庁より当ファンドの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。

委託会社は、監督官庁の命令に基づいて当ファンドの信託約款を変更しようとするときは、後記「④信託約款の変更等」の規定に従います。

c. 委託会社の登録取消等

委託会社が監督官庁より登録の取り消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、信託契約を解約し信託を終了させます。ただし監督官庁が、当ファンドの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、当ファンドは、後記「④信託約款の変更等」の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

d. 受託会社の辞任および解任

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に違反して投資信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申し立てることができます。

受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、後記「④信託約款の変更等」の規定に従い、新受託会社を選任します。なお、受益者は、上記によって行

う場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。

委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は、当ファンドの信託契約を解約し信託を終了させます。

②ファンド資産の保管

a. 信託業務の委託等

イ. 受託会社は、委託会社と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合する者（受託会社の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

- ・ 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
- ・ 委託先の委託業務にかかる実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
- ・ 委託される投資信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
- ・ 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

ロ. 受託会社は、前イ. に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前イ. に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

ハ. 前イ. およびロ. にかかわらず、受託会社は、次に掲げる業務を、受託会社および委託会社が適当と認める者（受託会社の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

- ・ 投資信託財産の保存にかかる業務
- ・ 投資信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
- ・ 委託会社（マザーファンドの運用指図に関する権限の委託先を含みます。）のみの指図により投資信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為にかかる業務
- ・ 受託会社が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

b. 混蔵寄託

金融機関または第一種金融商品取引業者等（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託することができるものとします。

c. 投資信託財産の登記等および記載等の留保等

イ. 信託の登記または登録をすることができる投資信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託会社が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

ロ. 前イ. ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託会社または受託会社が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

ハ. 投資信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる投資信託財産については、投資信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託会社が認める場合は、その計算を明

らかにする方法により分別して管理することがあります。

二、動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

③運用報告書

委託会社は、年2回（2月と8月の決算時）および償還時に運用報告書を作成し、あらかじめ申し出いただいたご住所に、販売会社よりお届けします。

④信託約款の変更等

a. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、当ファンドの信託約款を変更することまたは当ファンドと他のファンドとの併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、当ファンドの信託約款は当「④信託約款の変更等」に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

b. 委託会社は、前a.の事項（前a.の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限ります。以下、併合と合わせて「重大な信託約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な信託約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、当ファンドの信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

c. 前b.の書面決議において、受益者（委託会社および当ファンドの投資信託財産に当ファンドの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下当c.において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

d. 前b.の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行います。

e. 書面決議の効力は、当ファンドのすべての受益者に対してその効力を生じます。

f. 前b.からe.までの規定は、委託会社が重大な信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、当ファンドの信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

g. 前a.からf.までの規定にかかわらず、当ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一または複数の他のファンドにおいて当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の当ファンドとの併合を行うことはできません。

⑤反対者の買取請求

委託会社が、前記「①繰上償還」に規定する信託契約の解約、または「④信託約款の変更等」に規定する重大な信託約款の変更等を行う場合、書面決議において当該解約または重大な信託約款の変更等に反対した受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を投資信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手続きに関する事項は、「①繰上償還 a. 信託契約の解約 ロ.」または「④信託約款の変更等 b.」に規定する書面に付記します。

⑥委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取り扱い

委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、当ファンドの信託契約に関する事業を譲渡することがあります。また委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、当ファンドの信託契約に関する事業を承継させることがあります。

⑦関係会社との契約の更新等に関する手続きについて

- a. 販売会社は、委託会社との間の「受益権の募集・販売等に関する契約」（別の名称で同様の権利義務を規定する契約を含みます。）に基づき、受益権の募集の取り扱いなどを行います。同契約は、期間満了の3カ月前までに、委託会社、販売会社いずれからも別段の意思表示のないときは、自動的に1年間延長されるものとし、自動延長後の取り扱いについてもこれと同様とします。
- b. 委託会社は、「運用指図に関する権限の委託契約」に基づき、マザーファンドの運用指図に関する権限を投資顧問会社に委託します。投資顧問会社は、同契約の規定に従い、委託会社に投資顧問サービスを提供します。同契約には、期間の定めはありませんが、正当な理由に基づく、委託会社または投資顧問会社いずれかの当事者による書面による通知をもって終了します。なお、同契約のいかなる規定も、同契約の双方の当事者により署名された書面による場合を除き、変更、放棄、免除または停止されることはありません。

⑧公告

受益者に対する公告は、日本経済新聞に掲載します。

⑨信託事務処理の再信託

受託会社は、当ファンドにかかる信託事務の処理の一部について、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行います。

2【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次のとおりです。

(1)分配金に対する請求権

- ①受益者は、委託会社の決定した分配金を、持ち分に応じて請求する権利を有します。
- ②分配金は、毎計算期間終了日後1カ月以内の委託会社の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該分配金にかかる計算期間の末日以前において、一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で、取得申込代金支払い前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については、原則として取得申込者とし、）に支払います。
- ③前②の規定にかかわらず、「分配金再投資コース」に基づいて分配金を再投資する受益者に対しては、受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく分配金の再投資にかかる受益権の取得申し込みに応じます。当該取得申し込みにより増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。
- ④受益者が、分配金の支払開始日から5年間その支払いを請求しないときはその権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金額は、委託会社に帰属するものとし、

(2)償還金に対する請求権

- ①受益者は、持ち分に応じて償還金を請求する権利を有します。
- ②償還金は、信託終了日後1カ月以内の委託会社の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で、取得申込代金支払い前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については、原則として取得申込者とします。）に支払います。なお当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託会社が当ファンドの償還をするのと引き換えに、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ③受益者が、信託終了による償還金の支払開始日から10年間その支払いを請求しないときはその権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金額は、委託会社に帰属するものとします。

(3)受益権の換金（解約）請求権

受益者は、受益権の換金（解約）を請求することができます。

(4)反対者の買取請求権

委託会社が、前記「1 資産管理等の概要 (5)その他 ①繰上償還 a. 信託契約の解約」に規定する信託契約の解約、または「1 資産管理等の概要 (5)その他 ④信託約款の変更等」に規定する重大な信託約款の変更等を行う場合、書面決議において当該解約または重大な信託約款の変更等に反対した受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を投資信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手続きに関する事項は、「1. 資産管理等の概要 (5)その他 ①繰上償還 a. 信託契約の解約 ロ. 」または「1. 資産管理等の概要 (5)その他 ④信託約款の変更等 b. 」に規定する書面に付記します。

(5)受益権均等分割

受益者は、自己に帰属する受益権の口数に応じて、均等に当ファンドの受益権を保有します。

(6)帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当ファンドの投資信託財産に関する帳簿書類の閲覧・謄写を請求することができます。

第4【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。なお、当ファンドの財務諸表は「投資信託及び投資法人に関する法律施行規則等の一部を改正する内閣府令」（平成21年内閣府令第35号）の附則第16条第2項本文を適用しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドの計算期間は6カ月未満であるため、財務諸表は6カ月毎に作成しております。
- (3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前特定期間（平成21年2月21日から平成21年8月20日まで）及び当特定期間（平成21年8月21日から平成22年2月22日まで）の財務諸表について、あらた監査法人による監査を受けております。

1 【財務諸表】

インベスコ オーストラリア株式ファンド

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	前期 (平成21年 8 月20日現在)	当期 (平成22年 2 月22日現在)
資産の部		
流動資産		
親投資信託受益証券	401,607,689	465,591,344
未収入金	189,472	6,404
流動資産合計	401,797,161	465,597,748
資産合計	401,797,161	465,597,748
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	2,697,298	2,867,628
未払解約金	1,655,500	63,530
未払受託者報酬	74,715	100,832
未払委託者報酬	1,400,797	1,890,565
その他未払費用	93,357	126,009
流動負債合計	5,921,667	5,048,564
負債合計	5,921,667	5,048,564
純資産の部		
元本等		
元本	675,094,370	716,907,157
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△279,218,876	△256,357,973
（分配準備積立金）	2,313,170	1,974,168
元本等合計	395,875,494	460,549,184
純資産合計	395,875,494	460,549,184
負債純資産合計	401,797,161	465,597,748

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	前期 自 平成21年 2 月21日 至 平成21年 8 月20日	当期 自 平成21年 8 月21日 至 平成22年 2 月22日
営業収益		
有価証券売買等損益	141,235,960	46,007,663
営業収益合計	141,235,960	46,007,663
営業費用		
受託者報酬	128,186	196,280
委託者報酬	2,403,401	3,680,169
その他費用	160,170	245,285
営業費用合計	2,691,757	4,121,734
営業利益又は営業損失（△）	138,544,203	41,885,929
経常利益又は経常損失（△）	138,544,203	41,885,929
当期純利益又は当期純損失（△）	138,544,203	41,885,929
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	7,454,267	3,608,777
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△372,367,997	△279,218,876
剰余金増加額又は欠損金減少額	85,382,402	67,048,221
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	85,382,402	67,048,221
剰余金減少額又は欠損金増加額	118,184,161	76,644,575
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	118,184,161	76,644,575
分配金	5,139,056	5,819,895
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△279,218,876	△256,357,973

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項 目	前期 自 平成21年 2 月21日 至 平成21年 8 月20日	当期 自 平成21年 8 月21日 至 平成22年 2 月22日
1. 有価証券の 評価基準及 び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、親投資信託受 益証券の基準価額で評価しております。	親投資信託受益証券 同左
2. その他財務 諸表作成の ための基本 となる重要 な事項	特定期間末日の取扱い	特定期間末日の取扱い 平成22年 2 月20日及び21日が休日の ため、信託約款第38条第 2 項により、 当特定期間末日を平成22年 2 月22日 としております。このため、当特定期 間は186日となっております。

(貸借対照表に関する注記)

前期 (平成21年 8 月20日現在)	当期 (平成22年 2 月22日現在)
1. 期首元本額 590,394,309円 期中追加設定元本額 243,414,667円 期中解約元本額 158,714,606円	1. 期首元本額 675,094,370円 期中追加設定元本額 224,364,135円 期中解約元本額 182,551,348円
2. 特定期間末日における受益権の総数 675,094,370口	2. 特定期間末日における受益権の総数 716,907,157口
3. 元本の欠損 貸借対照表上の純資産額が元本総額を下 回っており、その差額は279,218,876円であり ます。	3. 元本の欠損 貸借対照表上の純資産額が元本総額を下 回っており、その差額は256,357,973円であり ます。

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

前期 自 平成21年 2 月21日 至 平成21年 8 月20日	当期 自 平成21年 8 月21日 至 平成22年 2 月22日
1. 投資信託財産の運用の指図に係る権限の全 部又は一部を委託するために要する費用と して委託者報酬の中から支弁している額 457,787円	1. 投資信託財産の運用の指図に係る権限の全 部又は一部を委託するために要する費用と して委託者報酬の中から支弁している額 700,974円

2. 分配金の計算過程

(平成21年2月21日から平成21年5月20日までの計算期間)

計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(4,347,757円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(1,202,850円)及び分配準備積立金(2,000,581円)より分配対象収益は7,551,188円(1万口当たり123.13円)であり、うち2,441,758円(1万口当たり40円)を分配金額としております。なお、分配金の計算過程においては、親投資信託の配当等収益及び収益調整金相当額を充当する方法によっております。

(平成21年5月21日から平成21年8月20日までの計算期間)

計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(1,681,753円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(2,493,076円)及び分配準備積立金(3,328,715円)より分配対象収益は7,503,544円(1万口当たり111.13円)であり、うち2,697,298円(1万口当たり40円)を分配金額としております。なお、分配金の計算過程においては、親投資信託の配当等収益及び収益調整金相当額を充当する方法によっております。

2. 分配金の計算過程

(平成21年8月21日から平成21年11月20日までの計算期間)

計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(6,367,120円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(3,493,156円)及び分配準備積立金(2,067,708円)より分配対象収益は11,927,984円(1万口当たり160.52円)であり、うち2,952,267円(1万口当たり40円)を分配金額としております。

なお、分配金の計算過程においては、親投資信託の配当等収益及び収益調整金相当額を充当する方法によっております。

(平成21年11月21日から平成22年2月22日までの計算期間)

計算期間末における解約に伴う当期純損失金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(0円)、解約に伴う当期純損失金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(3,950,485円)及び分配準備積立金(4,841,796円)より分配対象収益は8,792,281円(1万口当たり122.63円)であり、うち2,867,628円(1万口当たり40円)を分配金額としております。

なお、分配金の計算過程においては、親投資信託の配当等収益及び収益調整金相当額を充当する方法によっております。

(有価証券に関する注記)

前期(平成21年8月20日現在)

売買目的有価証券

(単位：円)

種 類	貸借対照表計上額	当特定期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	401,607,689	61,048,184
合 計	401,607,689	61,048,184

当期(平成22年2月22日現在)

売買目的有価証券

(単位：円)

種 類	貸借対照表計上額	当特定期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	465,591,344	△10,979,505
合 計	465,591,344	△10,979,505

(デリバティブ取引等に関する注記)

前期 自 平成21年 2 月21日 至 平成21年 8 月20日	当期 自 平成21年 8 月21日 至 平成22年 2 月22日
該当事項はありません。	同左

(関連当事者との取引に関する注記)

前期 自 平成21年 2 月21日 至 平成21年 8 月20日	当期 自 平成21年 8 月21日 至 平成22年 2 月22日
該当事項はありません。	同左

(1口当たり情報に関する注記)

前期 (平成21年 8 月20日現在)	当期 (平成22年 2 月22日現在)
1口当たり純資産額 0.5864円 (1万口当たり純資産額 5,864円)	1口当たり純資産額 0.6424円 (1万口当たり純資産額 6,424円)

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

①株式

該当事項はありません。

②株式以外の有価証券(親投資信託受益証券)

(平成22年 2 月22日現在)

種類	銘柄	券面総額	評価額(円)	備考
親投資信託 受益証券	インベスコ オーストラリア 株式 マザーファンド	663,519,088	465,591,344	
	合計	663,519,088	465,591,344	

(注)親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

参考情報

当ファンドは、「インベスコ オーストラリア株式 マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同ファンドの受益証券です。同ファンドの状況は次の通りです。

「インベスコ オーストラリア株式 マザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は監査対象外であります。

貸借対照表

(単位：円)

区 分	注記 番号	(平成21年 8 月20日現在)	(平成22年 2 月22日現在)
		金 額	金 額
資産の部			
流動資産			
預金		6,863,493	4,249,611
コール・ローン		16,950,047	16,954,774
株式		377,360,121	453,161,619
派生商品評価勘定		—	5,605
未収配当金		989,208	1,162,604
未収利息		23	23
流動資産合計		402,162,892	475,534,236
資産合計		402,162,892	475,534,236
負債の部			
流動負債			
未払金		382,496	9,950,685
未払解約金		189,472	6,404
流動負債合計		571,968	9,957,089
負債合計		571,968	9,957,089
純資産の部			
元本等			
元本		639,197,341	663,519,088
剰余金			
剰余金又は欠損金(△)		△237,606,417	△197,941,941
元本等合計		401,590,924	465,577,147
純資産合計		401,590,924	465,577,147
負債純資産合計		402,162,892	475,534,236

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項 目	自 平成21年 2 月21日 至 平成21年 8 月20日	自 平成21年 8 月21日 至 平成22年 2 月22日
1. 有価証券の 評価基準及 び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、外国金融商品市場（金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第8項第3号ロに規定するものをいいます。）又は店頭市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は気配相場に基づいて評価しております。	株式 同左
2. デリバティブ等の評価 基準及び評価方法	為替予約取引 為替予約の評価は、原則として、本書における開示対象ファンドの特定期間末日におけるわが国の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。	為替予約取引 同左
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。	外貨建取引等の処理基準 同左

(貸借対照表に関する注記)

(平成21年 8 月20日現在)	
1. 本書における開示対象ファンドの期首における 当該親投資信託の元本額	573,204,965円
同期中における追加設定元本額	230,146,858円
同期中における解約元本額	164,154,482円
同特定期間末日における元本の内訳 (保有ファンド名)	(金 額)
インベスコ オーストラリア株式ファンド	639,197,341円
合計	639,197,341円
2. 本書における開示対象ファンドの特定期間末日における 当該親投資信託の受益権の総数	639,197,341口

3. 元本の欠損

貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は237,606,417円であります。

(平成22年2月22日現在)

1. 本書における開示対象ファンドの期首における

当該親投資信託の元本額	639,197,341円
同期中における追加設定元本額	208,470,210円
同期中における解約元本額	184,148,463円

同特定期間末日における元本の内訳

(保有ファンド名)	(金 額)
インベスコ オーストラリア株式ファンド	663,519,088円
合計	663,519,088円

2. 本書における開示対象ファンドの特定期間末日における

当該親投資信託の受益権の総数	663,519,088口
----------------	--------------

3. 元本の欠損

貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は197,941,941円であります。

(有価証券に関する注記)

(平成21年8月20日現在)

売買目的有価証券

(単位：円)

種 類	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
株 式	377,360,121	64,293,180
合 計	377,360,121	64,293,180

(平成22年2月22日現在)

売買目的有価証券

(単位：円)

種 類	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
株 式	453,161,619	17,723,335
合 計	453,161,619	17,723,335

(注) 当計算期間の損益に含まれた評価差額は、当親投資信託の期首日から本書における開示対象ファンドの特定期間末日までの期間に対応する金額であります。

(デリバティブ取引等に関する注記)

I 取引の状況に関する事項

項 目	自 平成21年2月21日 至 平成21年8月20日	自 平成21年8月21日 至 平成22年2月22日
-----	------------------------------	------------------------------

1.取引の内容	当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、為替予約取引であります。	同左
2.取引に対する取組方針及び利用目的	為替予約取引は、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条、61条に規定されている本邦通貨による外国通貨の取得又は売却取引に関するもの以外を行わない方針であります。	同左
3.取引に係るリスクの内容	為替予約取引は、為替相場の変動により価値の変動が生ずることもあります。取引の利用目的を外国通貨の取得又は売却取引について円貨額を確定することに限定しているため当ファンドに対して重大な影響をおよぼすものではありません。また、当ファンドが利用している為替予約取引の相手方は社内ルールに従った金融機関に限定しているため、相手方の契約不履行に係る信用リスクはほとんどないと認識しております。	同左
4.取引に係るリスクの管理体制	デリバティブ取引の執行については、取引権限及び取引限度額等を定めた社内ルール等に従って、運用部門が取引額を決定し、トレーディング部が行っています。また、当該取引のリスク管理はオペレーション部において日々評価金額、評価損益の管理を行うとともに、法令・信託約款に基づくモニタリングはリスク&コンプライアンス部門及びオペレーション部で行われています。	同左
5.取引の時価等に関する事項についての補足説明	取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	同左

II 取引の時価等に関する事項

通貨関連

(平成21年8月20日現在)

該当事項はありません。

(平成22年2月22日現在)

(単位：円)

種 類	契 約 額 等	う ち	時 価	評価損益
		1 年超		
市場取引以外の取引 為替予約取引 買 建 オーストラリアドル	5,720,220	—	5,725,825	5,605
合 計	5,720,220	—	5,725,825	5,605

(注)時価の算定方法

為替予約の時価

(1)本書における開示対象ファンドの特定期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

①同特定期間末日において為替予約の受渡日(以下「当該日」という。)の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該対顧客先物相場の仲値により評価しております。

②同特定期間末日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は以下の方法によっております。

イ)同特定期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートにより評価しております。

ロ)同特定期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値により評価しております。

(2)同特定期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、同特定期間末日の対顧客電信売買相場の仲値により評価しております。

(関連当事者との取引に関する注記)

自 平成21年 2 月21日 至 平成21年 8 月20日	自 平成21年 8 月21日 至 平成22年 2 月22日
該当事項はありません。	同左

(1口当たり情報に関する注記)

(平成21年 8 月20日現在)	(平成22年 2 月22日現在)
1口当たり純資産額 0.6283円 (1万口当たり純資産額 6,283円)	1口当たり純資産額 0.7017円 (1万口当たり純資産額 7,017円)

附属明細表

第1 有価証券明細表

①株式

(平成22年 2 月22日現在)

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
オーストラリアドル	CENTENNIAL COAL COMPANY LTD	33,274	3.82	127,106.68	
	ENERGY RESOURCES OF AUSTRALIA	1,364	18.41	25,111.24	
	OIL SEARCH	6,846	5.25	35,941.50	
	ORIGIN ENERGY	1,256	16.39	20,585.84	
	ROC OIL COMPANY	10,480	0.38	3,982.40	
	SANTOS	3,310	13.41	44,387.10	
	WHITEHEAVEN COAL	3,417	5.05	17,255.85	
	WOODSIDE PETROLEUM	1,602	43.61	69,863.22	
	ADITYA BIRLA MINERALS LTD	9,096	1.02	9,277.92	
	ALUMINA	17,096	1.62	27,695.52	
	AMCOR	4,474	5.90	26,396.60	
	AQUARIUS PLATINUM	5,350	6.37	34,079.50	
	BHP BILLITON	20,581	41.00	843,821.00	

BORAL	4,012	5.50	22,066.00
JAMES HARDIE INDUSTRIES-CDI	14,337	7.55	108,244.35
KINGSGATE CONSOLIDATED	9,872	8.78	86,676.16
MINARA RESOURCES	50,659	0.75	37,994.25
MINCOR RESOURCES	3,692	1.52	5,611.84
OM HOLDINGS	13,455	1.73	23,277.15
ORICA	5,060	24.85	125,741.00
RIO TINTO	2,311	71.00	164,081.00
MONADELPHOUS GROUP	2,854	14.52	41,440.08
DOWNER EDI	15,052	8.41	126,587.32
CONNECTEAST GROUP	25,577	0.43	10,998.11
QANTAS AIRWAYS	52,376	2.74	143,510.24
TOLL HOLDINGS	8,814	8.31	73,244.34
G.U.D. HOLDINGS	2,119	9.36	19,833.84
CONSOLIDATED MEDIA HOLDINGS	14,966	3.06	45,795.96
WEST AUSTRALIAN NEWSPAPERS	1,068	7.70	8,223.60
DAVID JONES	10,043	4.80	48,206.40
JB HI-FI	5,253	19.98	104,954.94
WOTIF.COM HOLDINGS	4,816	7.14	34,386.24
METCASH	15,315	4.07	62,332.05
WESFARMERS	2,140	31.20	66,768.00
WOOLWORTHS	2,052	25.82	52,982.64
COCA-COLA AMATIL	13,485	11.14	150,222.90
GOODMAN FIELDER	45,360	1.51	68,493.60
ANSELL	3,571	11.52	41,137.92
AUSTRALIAN PHARMACEUTICAL INDUSTRIES	16,457	0.60	9,874.20
COCHLEAR	2,138	64.10	137,045.80
RAMSAY HEALTH CARE	2,083	12.32	25,662.56
SIGMA PHARMACEUTICALS	46,871	0.90	42,183.90
BIOTA HOLDINGS	14,671	2.19	32,129.49
AUST AND NZ BANKING GROUP	13,143	21.96	288,620.28
BANK OF QUEENSLAND	799	10.76	8,597.24
COMMONWEALTH BANK OF AUSTRALIA	8,665	52.81	457,598.65
NATIONAL AUSTRALIA BANK	11,113	25.25	280,603.25
WESTPAC BANKING CORP	16,924	25.46	430,885.04
ASX	172	36.65	6,303.80
CHALLENGER FINANCIAL SERVICE	9,680	3.84	37,171.20
IOOF HOLDINGS	5,930	5.45	32,318.50
MACQUARIE GROUP	1,176	46.25	54,390.00
PLATINUM ASSET MANAGEMENT	1,025	5.49	5,627.25
AMP	29,439	6.30	185,465.70
INSURANCE AUSTRALIA GROUP	23,272	3.93	91,458.96
QBE INSURANCE GROUP	1,881	23.35	43,921.35
TOWER AUSTRALIA GROUP	10,392	2.37	24,629.04
FKP PROPERTY GROUP	9,314	0.64	6,007.53
COMPUTERSHARE	5,625	11.89	66,881.25
SMS MANAGEMENT & TECH	2,669	6.32	16,868.08
TELECOM CORP OF NEW ZEALAND	51,821	1.83	95,091.53
TELSTRA CORPORATION	24,663	3.16	77,935.08

	AGL ENERGY	4,331	13.86	60,027.66	
	オーストラリアドル小計	760,659		5,475,611.64 (453,161,619)	
	合計	760,659		453,161,619 (453,161,619)	

(注)1.通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額であります。

2.合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書きであります。

3.通貨の表示は、邦貨については円単位、外貨についてはその通貨の表記単位で表示しております。

4.外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入株式時価比率	合計金額に対する比率
オーストラリアドル	株式63銘柄	100.00%	100.00%

②株式以外の有価証券

該当事項はありません。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引等に関する注記）」に記載しております。

2 【ファンドの現況】

【純資産額計算書】（平成22年3月31日現在）

I 資産総額	509,325,006 円
II 負債総額	1,235,341 円
III 純資産総額(I － II)	508,089,665 円
IV 発行済口数	720,474,657 口
V 1口当たり純資産額(III／IV)	0.7052 円

(参考)インベスコ オーストラリア株式 マザーファンド

I 資産総額	509,320,497 円
II 負債総額	125,905 円
III 純資産総額(I － II)	509,194,592 円
IV 発行済口数	660,097,357 口
V 1口当たり純資産額(III／IV)	0.7714 円

第5 【設定及び解約の実績】

		設定数量（口）	解約数量（口）
第1 特定期間	第1 期	715,679,567	28,345,116
	第2 期	60,506,880	106,362,697
第2 特定期間	第3 期	67,376,489	118,460,814
	第4 期	68,653,452	45,875,956
第3 特定期間	第5 期	174,761,215	112,838,650
	第6 期	150,799,080	82,888,986
第4 特定期間	第7 期	73,565,055	99,662,362

(注1) 設定数量には当初設定数量を含みます。

(注2) 本邦外における設定、解約の実績はありません。

第三部【特別情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1)資本金の額

①本書提出日現在

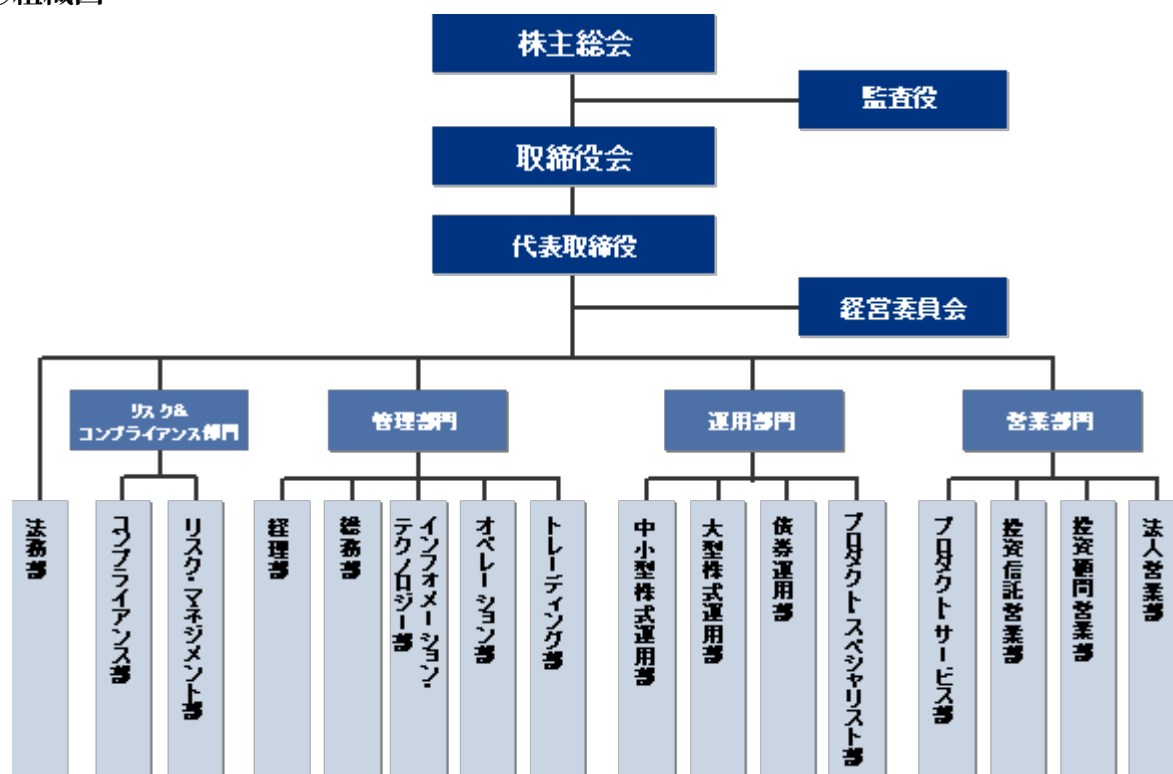
資本金	480,000千円
発行可能株式総数	56,400株
発行済株式総数	9,600株

②直近5カ年における主な資本金の額の増減

該当事項はありません。

(2)委託会社等の機構

①組織図



◆上記組織図における組織名称などは、委託会社の組織変更などにより変更となる場合があります。

②投資に関する意思決定プロセス

運用哲学	市場における非効率性は残存し、各運用部での調査・分析の深化と相互の有機的な情報共有を通じて、運用資産全体の運用精度を高めることにより、超過収益の獲得が可能であると考えております。
Plan（計画）	アセット・アロケーション、債券および株式の基本的な運用方針は、投資戦略会議において決定されます。 投資戦略会議では、各運用部のトップ・ダウンおよびボトム・アップの調査結果をもとに、包括的な判断を行います。
Do（実行）	各運用部は、投資戦略会議で決定された運用方針のもと、以下の意思決定プロセスを経てポートフォリオを構築します。 株式運用は、企業の成長性、構造変化に着目し、コーポレート・リサーチを重視したボトム・アップ運用を行っています。ファンドマネジャーは、アナリストを兼務しています。経営者とのミーティングや会社訪問などを通じて情報を収集、企業の成長性・バリュエーションなどを判断し、運用ガイドラインおよび運用方針に従って、ポートフォリオを構築します。 アセット・アロケーションおよび債券運用は、トップ・ダウンを基本としつつ、ボトム・アップ情報も考慮して運用を行っています。海外拠点のグローバルな情報を取り込み、運用ガイドラインおよび運用方針に従って、ポートフォリオを構築します。
See（検証）	リスク管理規程に基づき、リスク管理委員会(RMC)およびその分会として運用リスク管理委員会(IRMC)が整備されています。運用リスク管理委員会は、定量的なリスク計測結果をもとに運用の適切性を管理します。 また、運用部門から独立したリスク&コンプライアンス部門が、常時、関連法令および運用ガイドラインなどの遵守状況をチェックし、運用の信頼性・安定性の確保を図ります。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに、「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務および同法に定める第二種金融商品取引業を行っています。

委託会社が運用の指図を行っている公募投資信託は、以下のとおりです。

（平成22年3月31日現在）

基本的性格	ファンド数	純資産総額(単位：百万円)
追加型株式投資信託	22	121,887
追加型公社債投資信託	1	4,304
合 計	23	126,192

3【委託会社等の経理状況】

1. 当社の第18期事業年度（自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）及び第19期事業年度（自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という）並びに同規則第2条の規定に基づき「投資信託及び投資法人に関する法律施行規則」（平成12年総理府令第129号）に基づいて作成しております。当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号、以下「中間財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。なお、当中間会計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）は、改正後の中間財務諸表等規則に基づいて作成しております。
2. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第19期事業年度（自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）の財務諸表、及び第20期中間会計期間（自平成21年4月1日 至平成21年9月30日）の中間財務諸表について、新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

1. 財務諸表

(1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

科目	期別	第18期 (平成20年3月31日現在)			第19期 (平成21年3月31日現在)		
		内訳	金額	構成比	内訳	金額	構成比
(資産の部)				%			%
流動資産							
現金			200			—	
預金			3,207,259			2,087,049	
前払費用			65,425			54,169	
未収入金			85,366			61,139	
未収委託者報酬			635,524			247,193	
未収投資顧問料			67,602			60,583	
未収還付法人税等			—			271,185	
繰延税金資産			120,385			—	
その他の流動資産			20,593			62,449	
流動資産計			4,202,354	89.9		2,843,771	87.1
固定資産							
有形固定資産※							
建物		118,735			105,475		
器具備品		28,831	147,566	3.2	19,079	124,554	3.8
無形固定資産							
ソフトウェア		9,944			11,346		
電話加入権		3,972	13,916	0.3	3,972	15,318	0.5
投資その他の資産							
投資有価証券		—			161		
差入保証金		292,832			267,531		
従業員長期貸付金		2,780			—		
その他の投資		13,308	308,920	6.6	14,050	281,743	8.6
固定資産計			470,402	10.1		421,616	12.9
資産合計			4,672,756	100.0		3,265,387	100.0

(単位：千円)

科目	期別	第18期 (平成20年3月31日現在)			第19期 (平成21年3月31日現在)		
		内訳	金額	構成比	内訳	金額	構成比
(負債の部)				%			%
流動負債							
預り金			102,695			37,722	
未払金							
未払収益分配金		5,153			2,861		
未払償還金		55,473			59,815		
未払手数料		271,595			102,324		
その他の未払金		77,555	409,775		90,895	255,897	
未払費用			175,705			108,391	
未払法人税等			187,274			12,655	
未払消費税等			32,857			—	
賞与引当金			168,722			103,368	
その他の流動負債			129			100	
流動負債計			1,077,158	23.1		518,135	15.9
固定負債							
退職給付引当金			283,825			331,230	
役員退職慰労引当金			25,531			31,958	
固定負債計			309,356	6.6		363,188	11.1
負債合計			1,386,514	29.7		881,324	27.0
(純資産の部)							
資本金			480,000	10.3		480,000	14.7
資本剰余金							
資本準備金		114,579			114,578		
その他資本剰余金							
資本金減少差益		117,811			117,810		
資本剰余金合計			232,390	5.0		232,389	7.1
利益剰余金							
その他利益剰余金							
繰越利益剰余金		2,573,853			1,671,674		
利益剰余金合計			2,573,853	55.1		1,671,674	51.2
株式資本合計			3,286,242	70.3		2,384,063	73.0
純資産合計			3,286,242	70.3		2,384,063	73.0
負債・純資産合計			4,672,756	100.0		3,265,387	100.0

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

科目	期別	第18期 (自 平成 19年 4月 1日 至 平成 20年 3月 31日)			第19期 (自 平成 20年 4月 1日 至 平成 21年 3月 31日)		
		内訳	金額	構成比	内訳	金額	構成比
営業収益				%			%
委託者報酬			3,131,490			1,910,840	
投資顧問料			2,064,996			1,314,672	
付随業務収入			1,431,312			542,622	
営業収益計			6,627,798	100.0		3,768,134	100.0
営業費用							
支払手数料			1,133,797			667,716	
広告宣伝費			118,598			76,530	
公告費			1,263			935	
調査費							
調査費	97,719				131,857		
委託調査費	693,791				476,675		
図書費	3,320	794,830			2,857	611,390	
委託計算費		152,823				122,901	
営業雑経費							
通信費	28,773				23,934		
印刷費	98,749				64,995		
協会費	8,291				7,184		
その他営業雑経費	30,119	165,933			22,770	118,883	
営業費用計		2,367,244		35.7		1,598,357	42.4
一般管理費							
給料							
役員報酬	258,708				197,007		
給料・手当	1,140,765				1,172,891		
賞与	502,669	1,902,142			413,093	1,782,992	
退職金		8,941				2,960	
交際費		24,423				13,559	
寄付金		4,700				4,745	
旅費交通費		108,787				41,395	
租税公課		21,978				18,491	
不動産賃借料		231,020				266,112	
退職給付費用		93,658				94,560	
役員退職慰労引当金繰入		6,067				6,247	
賞与引当金繰入		168,722				103,368	
減価償却費		32,807				27,132	
福利厚生費		184,994				155,752	
諸経費		431,411				376,741	
一般管理費計		3,219,651		48.6		2,894,059	76.8
営業利益又は営業損失 (△)		1,040,904		15.7		△724,282	△19.2

(単位：千円)

科目	期別	第18期 (自 平成 19年 4月 1日 至 平成 20年 3月 31日)			第19期 (自 平成 20年 4月 1日 至 平成 21年 3月 31日)		
		内訳	金額	構成比	内訳	金額	構成比
営業外収益				%			%
受取利息			7,011			6,892	
有価証券利息			150			278	
未払分配金等償還益			3,645			989	
為替換算差益			19,001			9,547	
雑益			2,915			5,175	
営業外収益計			32,722	0.5		22,883	0.6
営業外費用							
支払利息			—			61	
有価証券売却損			4,852			—	
雑損			4,515			5,695	
営業外費用計			9,368	0.1		5,757	0.2
経常利益又は経常損失（△）			1,064,259	16.1		△707,156	△18.8
特別利益							
前期損益修正益			—			58,439	
特別利益計			—	0.0		58,439	1.6
特別損失							
特別退職金			—			54,436	
固定資産除却損※			1,734			33	
投資有価証券評価損			—			338	
特別損失計			1,734	0.0		54,808	1.5
税引前当期純利益又は税引前当期純損失（△）			1,062,524	16.0		△703,526	△18.7
法人税、住民税及び事業税			528,078			24,796	
法人税等追徴税額			—			53,470	
法人税等調整額			19,052			120,385	
法人税等計			547,130	8.3		198,652	5.3
当期純利益又は当期純損失（△）			515,395	7.8		△902,178	△23.9

(3) 【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

科目	期別	
	第18期 (自 平成 19年 4月 1日 至 平成 20年 3月 31日)	第19期 (自 平成 20年 4月 1日 至 平成 21年 3月 31日)
	金額	金額
株 主 資 本		
資本金		
前期末残高	480,000	480,000
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	480,000	480,000
資本剰余金		
資本準備金		
前期末残高	114,579	114,578
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	114,579	114,578
その他資本剰余金		
前期末残高	117,811	117,810
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	117,811	117,810
資本剰余金合計		
前期末残高	232,390	232,389
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	232,390	232,389
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
前期末残高	2,058,457	2,573,852
当期変動額		
当期純利益又は当期純損失(△)	515,395	△902,178
当期変動額合計		
当期末残高	2,573,853	1,671,674
利益剰余金合計		
前期末残高	2,058,457	2,573,852
当期変動額		
当期純利益又は当期純損失(△)	515,395	△902,178
当期変動額合計		
当期末残高	2,573,853	1,671,674
株主資本合計		
前期末残高	2,770,847	3,286,242
当期変動額		
当期純利益又は当期純損失(△)	515,395	△902,178
当期変動額合計		
当期末残高	3,286,242	2,384,063
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
前期末残高	19	—
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△19	—
当期変動額合計		
当期末残高	—	—
評価・換算差額等合計		
前期末残高	19	—
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△19	—
当期変動額合計		
当期末残高	—	—
純資産合計		
前期末残高	2,770,866	3,286,242
当期変動額		
当期純利益又は当期純損失(△)	515,395	△902,178
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△19	—

当期変動額合計 当期末残高	515,376	△902,178
	3,286,242	2,384,063

重要な会計方針

	第18期 (自 平成 19年 4月 1日 至 平成 20年 3月 31日)	第19期 (自 平成 20年 4月 1日 至 平成 21年 3月 31日)
1. 有価証券 の評価基準及 び評価方法	(1) 満期保有目的の債券 償却原価法（定額法）を採用して おります。 (2) その他有価証券 時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時 価法（評価差額は全部資本直入 法により処理し、売却原価は移 動平均法により算定）を採用し ております。 時価のないもの 移動平均法による原価法を採用 しております。	(1) 満期保有目的の債券 同左 (2) その他有価証券 同左
2. 固定資産 の減価償却の 方法	(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとお りであります。 建物 15～24年 器具備品 4～20年 （会計方針の変更） 法人税法の改正（（所得税法等の一部を改 正する法律 平成19年3月30日 法律第6 号）及び（法人税法施行令の一部を改正 する政令 平成19年3月30日 政令第83 号））に伴い、当事業年度から、平成19年4 月1日以降に取得したものについては、改 正後の法人税法に基づく方法に変更して おります。これに伴う損益の影響は軽微で あります。 （追加情報） 当事業年度から、平成19年3月31日以前に 取得したものについては、償却可能限度額 まで償却が終了した翌年から5年間で均等 償却する方法によっております。 当該変更に伴う損益に与える影響は軽微 でありました。 (2) 無形固定資産 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェアに ついては、社内における利用可能 期間（5年）に基づく定額法を採 用しております。	(1) 有形固定資産（リース資産を除く ） 定率法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとお りであります。 建物 15～24年 器具備品 4～20年 (2) 無形固定資産（リース資産を除く ） 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェアに ついては、社内における利用可能 期間（5年）に基づく定額法を採 用しております。

	第18期 (自 平成 19年 4月 1日 至 平成 20年 3月 31日)	第19期 (自 平成 20年 4月 1日 至 平成 21年 3月 31日)
		(3) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価格をゼロとして算定する方法によっております。 平成19年3月31日以前に契約をした、リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
3. 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。ただし、当期の繰入はありません。 (2) 賞与引当金 従業員に対する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当期に見合う分を計上しております。 (3) 退職給付引当金 従業員の退職金支給に備えて、簡便法により自己都合退職による期末要支給額の100%を計上しております。 (4) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を基準として計上しております。	(1) 貸倒引当金 同左 (2) 賞与引当金 同左 (3) 退職給付引当金 同左 (4) 役員退職慰労引当金 同左
4. リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。	———
5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜き方式によっております。	消費税の会計処理 同左

会計処理方法の変更

第18期 (自 平成 19年 4月 1日 至 平成 20年 3月 31日)	第19期 (自 平成 20年 4月 1日 至 平成 21年 3月 31日)
_____	(リース取引に関する会計基準等) 所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、当事業年度より「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号（平成5年6月17日（企業審議会第一部会）、平成19年3月30日改正））及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第16号（平成6年1月18日（日本公認会計士協会会計制度委員会）、平成19年3月30日改正））を適用し、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。 なお、リース取引開始日が適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を適用しております。 これによる損益に与える影響はありません。

表示方法の変更

第18期 (自 平成 19年 4月 1日 至 平成 20年 3月 31日)	第19期 (自 平成 20年 4月 1日 至 平成 21年 3月 31日)
_____	(貸借対照表) 未収収益から未収投資顧問料に変更しました。 (損益計算書) 金融商品取引法への変更に伴い、兼業収入から付随業務収入に変更しました。

注記事項

(貸借対照表関係)

第18期 (平成20年3月31日現在)	第19期 (平成21年3月31日現在)												
※ 有形固定資産から控除されている減価償却累計額	※ 有形固定資産から控除されている減価償却累計額												
<table> <tr> <td>建物</td><td>31,745 千円</td></tr> <tr> <td>器具備品</td><td><u>49,517</u></td></tr> <tr> <td>計</td><td>81,262</td></tr> </table>	建物	31,745 千円	器具備品	<u>49,517</u>	計	81,262	<table> <tr> <td>建物</td><td>45,004 千円</td></tr> <tr> <td>器具備品</td><td><u>58,603</u></td></tr> <tr> <td>計</td><td>103,607</td></tr> </table>	建物	45,004 千円	器具備品	<u>58,603</u>	計	103,607
建物	31,745 千円												
器具備品	<u>49,517</u>												
計	81,262												
建物	45,004 千円												
器具備品	<u>58,603</u>												
計	103,607												

(損益計算書関係)

第18期 (自 平成 19年 4月 1日 至 平成 20年 3月 31日)	第19期 (自 平成 20年 4月 1日 至 平成 21年 3月 31日)
※ 固定資産除却損 固定資産除却損は器具備品1,734千円であります。	※ 固定資産除却損 固定資産除却損は器具備品33千円であります。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	9,600	—	—	9,600

当事業年度（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	9,600	—	—	9,600

(リース取引関係)

第18期 (自 平成 19年 4月 1日 至 平成 20年 3月 31日)	第19期 (自 平成 20年 4月 1日 至 平成 21年 3月 31日)
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引	リース取引に関する会計基準適用初年度開始以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引(借主側)
(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額	(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額
有形固定資産 器具備品	有形固定資産 器具備品
取得価額相当額 54,590 千円	取得価額相当額 54,590 千円
減価償却累計額相当額 <u>21,836</u>	減価償却累計額相当額 <u>32,754</u>
期末残高相当額 32,754	期末残高相当額 21,836
無形固定資産 ソフトウェア	無形固定資産 ソフトウェア
取得価額相当額 18,145 千円	取得価額相当額 18,145 千円
減価償却累計額相当額 <u>12,701</u>	減価償却累計額相当額 <u>16,330</u>
期末残高相当額 5,444	期末残高相当額 1,815
合計	合計
取得価額相当額 72,735	取得価額相当額 72,735
減価償却累計額相当額 <u>34,537</u>	減価償却累計額相当額 <u>49,084</u>
期末残高相当額 38,198	期末残高相当額 23,650
(2) 未経過リース料期末残高相当額	(2) 未経過リース料期末残高相当額
1 年内 14,792 千円	1 年内 13,291 千円
1 年超 <u>24,958</u>	1 年超 <u>11,665</u>
合計 39,750	合計 24,957
(3) 支払リース料及び減価償却費相当額	(3) 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額
支払リース料 15,960千円	支払リース料 13,920千円
減価償却費相当額 14,547千円	減価償却費相当額 12,732千円
支払利息相当額 1,708千円	支払利息相当額 1,048千円
(4) 減価償却費相当額及び利息相当額の算定方法	(4) 減価償却費相当額及び利息相当額の算定方法
減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。	同左
利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額の差額を利息相当額とし、各期への配分法については、利息法によっております。	
(減損損失について) リース資産に配分された減損損失はありません。	(減損損失について) 同左

（有価証券関係）

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの

区分	第18期			第19期		
	（平成20年3月31日現在）			（平成21年3月31日現在）		
	貸借対照表日 における貸借 対照表計上額 （千円）	貸借対照表日 における時価 （千円）	差額 （千円）	貸借対照表日 における貸借 対照表計上額 （千円）	貸借対照表日 における時価 （千円）	差額 （千円）
時価が貸借対照表計上額 を超えるもの	25,000	25,465	465	—	—	—
時価が貸借対照表計上額 を超えないもの	—	—	—	—	—	—
合計	25,000	25,465	465	—	—	—

2. その他有価証券で時価のあるもの

区分	第18期 （平成20年3月31日現在）			第19期 （平成21年3月31日現在）		
	取得原価 （千円）	貸借対照表日 における貸借 対照表計上額 （千円）	差額 （千円）	取得原価 （千円）	貸借対照表日 における貸借 対照表計上額 （千円）	差額 （千円）
貸借対照表計上額が取得 原価を超えるもの						
株式	—	—	—	—	—	—
債券	—	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—	—
小計	—	—	—	—	—	—
貸借対照表計上額が取得 原価を超えないもの						
株式	—	—	—	161	161	—
債券	—	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—	—
小計	—	—	—	161	161	—
合計	—	—	—	161	161	—

（注）表中の「取得原価」は減損処理後の帳簿価額であります。なお、当事業年度において減損処理を行い、投資有価証券評価損338千円を計上しております。

3. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券

前事業年度（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

該当はありません。

当事業年度（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

区分	売却原価 (千円)	売却額 (千円)	売却損益 (千円)	売却の理由
国債	25,000	25,199	199	営業保証金供託の義務が無くなった為
合計	25,000	25,199	199	—

4. 当事業年度中に売却したその他有価証券

前事業年度（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

売却損益の合計額の重要性が乏しいため、記載を省略しております。

当事業年度（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

該当はありません。

5. 時価評価されていない有価証券

前事業年度（平成20年3月31日）

該当はありません。

当事業年度（平成21年3月31日）

該当はありません。

6. その他の有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の決算日後における償還予定額

前事業年度（平成20年3月31日）

（単位：千円）

区分	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
債券				
国債	—	25,000	—	—
計	—	25,000	—	—

当事業年度（平成21年3月31日）

該当はありません。

（デリバティブ取引関係）

前事業年度（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

該当はありません。

当事業年度（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

該当はありません。

(退職給付関係)

第18期 (自 平成 19年 4月 1日 至 平成 20年 3月 31日)	第19期 (自 平成 20年 4月 1日 至 平成 21年 3月 31日)
1. 採用している退職給付制度の概要 当社は、確定給付型の制度として、退職一時金制度を設けている。 2. 退職給付債務に関する事項 退職給付債務 283,825千円 3. 退職給付費用に関する事項 勤務費用 93,658千円 4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項 期末自己都合退職による要支給額を退職給付債務としております。	1. 採用している退職給付制度の概要 同左 2. 退職給付債務に関する事項 <u>退職給付債務</u> 331,230千円 退職給付引当金 331,230千円 3. 退職給付費用に関する事項 <u>勤務費用</u> 94,560千円 退職給付費用 94,560千円 4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項 同左

(税効果会計関係)

第18期 (平成 20年 3月 31日)	第19期 (平成 21年 3月 31日)
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳
(単位：千円)	(単位：千円)
繰延税金資産	繰延税金資産
退職給付引当金超過額 115,488	退職給付引当金超過額 134,777
役員退職給付引当金超過額 10,389	役員退職給付引当金超過額 13,004
未払賞与 68,653	未払賞与 42,060
未払事業税 16,908	未払費用 37,800
未払費用 32,773	株式報酬費用加算 42,846
その他 14,171	繰越欠損金 248,836
繰越税金資産小計 258,382	その他 17,810
評価性引当金 △137,996	繰越税金資産小計 537,133
繰延税金資産合計 120,385	評価性引当金 △537,133
	繰延税金資産合計 —
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳	2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳
(単位：%)	
法定実行税率 40.69	法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異については、税引前当期純損失が計上されているため、記載しておりません。
(調整)	
交際費等永久に損金に参入されない項目 6.44	
住民税均等割等 0.22	
評価性引当金 3.18	
その他 0.96	
税効果会計適用後の法人税等の負担率 51.49	

(関連当事者との取引)

第18期（自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）

(1)親会社及び法人主要株主等

(単位：千円)

属性	会社等の 名称	住所	資本金	事業の 内容 又は職業	議決権等 の 所有(被所有) 割合	関係内容		取引の内容	取引 金額	科目	期末 残高
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
親会社	Invesco Asset Management Ltd	Finsbury Square, London, UK	120,054千英ポンド	投資顧問会社	(被所有) 直接 100.00	—	投資顧問	受取投資顧問料	60,946	その他未払金	16,103
								支払投資顧問料	217,840		
	Invesco UK Ltd	Finsbury Square, London, UK	75,563千英ポンド	持株会社	(被所有) 間接 100.00	—	グループ会社管理	グループ会社管理費用	57,529	その他未払金	3,947

(2)兄弟会社等

(単位：千円)

属性	会社等の 名称	住所	資本金	事業の 内容 又は職業	議決権等 の 所有(被所有) 割合	関係内容		取引の内容	取引 金額	科目	期末 残高
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
親会社の子会社	Invesco Asset Management Ireland Ltd	Georges Quay House 43 Townsend Street Dublin 2, Ireland	515千米ドル	投資顧問会社	—	—	投資顧問	受取投資顧問料	313,673	未収入金	10,421
親会社の子会社	Invesco Institutional (N.A) Inc	One Midtown Plaza 1360 Peachtree street N.E Atlanta, Georgia 30309 U.S.A	699,289千米ドル	投資顧問会社	—	—	投資顧問	支払投資顧問料	28,198	預り金	64,176
								人件費	65,775	その他未払金	4,810
親会社の子会社	Invesco Senior Secured Management Inc	1166 Avenue of the Americas New York 10036 U.S.A	1千米ドル	投資顧問会社	—	—	投資顧問	受取付随業務収入	471,976	未収入金	29,667
								支払投資顧問料	30,376		
親会社の子会社	Invesco Management SA	10 rue Henri Schnadt Luxembourg	3,840千米ドル	投資顧問会社	—	—	投資顧問	受取投資顧問料	533,842	未収入金	22,280
親会社の子会社	Investment Fund Administrators Ltd.	Georges Quay House 43 Townsend Street Dublin 2, Ireland	360千米ドル	投資顧問会社	—	—	投資顧問	受取投資顧問料	226,759	未収入金	9,615
親会社の子会社	Invesco Hong Kong Limited	32nd Floor, Three Pacific Place 1 Queen's Road East Hong Kong	201,173千香港ドル	投資顧問会社	—	—	投資顧問	受取付随業務収入	870,150	未収入金	971

(注) 取引金額、期末残高には消費税等が含まれておりません。

第19期（自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）

（追加情報）

当事業年度から平成18年10月17日公表の、「関連当事者の開示に関する会計基準」（企業会計基準委員会 企業会計基準第11号）及び「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準委員会 企業会計基準第13号）を適用しております。

この結果、従来の開示対象範囲に影響はありません。

1 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(1)財務諸表提出会社の親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有(被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	INVESCO Asset Management Ltd	Finsbury Square, London, UK	120,054千 英ポンド	投資顧問 会社	(被所有) 直接 100.00	投資顧問	受取投資 顧問料	8,988	未収入金	320
							支払投資 顧問料	197,686	その他 未払金	14,588

（注）取引金額、期末残高には消費税等が含まれておりません。

(2)財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有(被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社 の子会社	INVESCO Senior Secured Management Inc	1166 Avenue of the Americas New York 10036 U. S.A	1千 米ドル	投資顧問 会社	なし	投資顧問	受取 付随業務収入	438,184	未収入金	23,886
							支払投資 顧問料	26,855	その他 未払金	2,045

（注）取引金額、期末残高には消費税等が含まれておりません。

2 親会社に関する注記

(1) 親会社情報

INVESCO Asset Management Ltd（非上場）

INVESCO UK Ltd（非上場、持株会社）

INVESCO Ltd.（ニューヨーク証券取引所に上場）

(1株当たり情報)

第18期 (自 平成 19年 4月 1日 至 平成 20年 3月 31日)	第19期 (自 平成 20年 4月 1日 至 平成 21年 3月 31日)
1株当たり純資産額 342,316円90銭	1株当たり純資産額 248,339円98銭
1株当たり当期純利益金額 53,686円98銭	1株当たり当期純損失金額 △93,976円91銭
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。	なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、1株当たり当期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載していません。

(注) 1株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額(△)の算定上の基礎

	第18期 (自 平成 19年 4月 1日 至 平成 20年 3月 31日)	第19期 (自 平成 20年 4月 1日 至 平成 21年 3月 31日)
当期純利益又は 当期純損失(△) (千円)	515,395	△902,178
普通株式に係る当期純利益又は 当期純損失(△) (千円)	515,395	△902,178
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
期中平均株式数(株)	9,600	9,600

(重要な後発事象)

特記すべき事項はありません。

[次へ](#)

2. 中間財務諸表

(1)中間貸借対照表

(単位：千円)

科目	期別	第20期中間会計期末 (平成21年9月30日現在)		
		内訳	金額	構成比
(資産の部)				%
流動資産				
現金及び預金			1,760,719	
前払費用			54,667	
未収入金			116,664	
未収委託者報酬			548,455	
未収投資顧問料			240,354	
その他の流動資産			45,404	
流動資産計			2,766,265	87.2
固定資産				
有形固定資産※1				
建物	99,622			
器具備品	15,977		115,600	3.6
無形固定資産				
ソフトウェア	9,200			
電話加入権	3,972		13,172	0.4
投資その他の資産				
投資有価証券	161			
差入保証金	263,835			
その他の投資	13,611		277,608	8.8
固定資産計			406,381	12.8
資産合計			3,172,646	100.0

(単位：千円)

科目	期別	第20期中間会計期末 (平成21年9月30日現在)		
		内訳	金額	構成比
(負債の部)				%
流動負債				
預り金			24,597	
未払金				
未払収益分配金	2,484			
未払償還金	62,479			
未払手数料	263,847			
その他の未払金	71,870		400,681	
未払費用			130,677	
未払法人税等			9,268	
未払消費税等※2			11,021	
賞与引当金			205,788	
その他の流動負債			5,268	
流動負債計			787,303	24.8
固定負債				
退職給付引当金			349,075	
役員退職慰労引当金			36,580	
固定負債計			385,656	12.2
負債合計			1,172,959	37.0
(純資産の部)				
株主資本				
資本金			480,000	15.1
資本剰余金				
資本準備金	114,578			
その他資本剰余金				
資本金減少差益	117,810			
資本剰余金合計			232,389	7.3
利益剰余金				
その他利益剰余金				
繰越利益剰余金	1,287,297			
利益剰余金合計			1,287,297	40.6
株主資本合計			1,999,687	63.0
純資産合計			1,999,687	63.0
負債・純資産合計			3,172,646	100.0

(2)中間損益計算書

(単位：千円)

期別 科目	第20期中間会計期間 (自 平成 21年 4月 1日 至 平成 21年 9月 30日)		
	内訳	金額	構成比
営業収益			%
委託者報酬		973,634	
投資顧問料		479,148	
付随業務収入		255,445	
営業収益計		1,708,228	100.0
営業費用			
支払手数料		408,786	
広告宣伝費		10,063	
公告費		775	
調査費			
調査費	84,873		
委託調査費	249,362		
図書費	1,634	335,870	
委託計算費		59,658	
営業雑経費			
通信費	12,335		
印刷費	27,870		
協会費	3,588		
その他営業雑経費	90	43,884	
営業費用計		859,039	50.3
一般管理費			
給料			
役員報酬	107,016		
給料・手当	484,190		
賞与	70,398	661,605	
退職金		2,395	
交際費		2,696	
寄付金		4,700	
旅費交通費		12,139	
租税公課		5,373	
不動産賃借料		133,127	
退職給付費用		43,024	
役員退職慰労引当金繰入		4,622	
賞与引当金繰入		103,726	
減価償却費※1		11,100	
福利厚生費		54,672	
諸経費		208,446	
一般管理費計		1,247,631	73.0
営業損失（△）		△398,442	△23.3

(単位：千円)

科目	期別	第20期中間会計期間 (自 平成 21年 4月 1日 至 平成 21年 9月 30日)		
		内訳	金額	構成比
営業外収益				%
受取利息			810	
為替換算差益			472	
還付加算金			7,670	
雑益			7,141	
営業外収益計			16,095	0.9
営業外費用				
雑損			884	
営業外費用計			884	0.1
経常損失（△）			△383,231	△22.4
税引前中間純損失（△）			△383,231	△22.4
法人税、住民税及び事業税			1,145	
法人税等計			1,145	0.1
中間純損失（△）			△384,376	△22.5

(3)中間株主資本等変動計算書

(単位：千円)

科目	期別	第20期中間会計期間 (自 平成 21年 4月 1日 至 平成 21年 9月 30日)
		金額
株 主 資 本		
資本金		
前期末残高		480,000
当中間期変動額		—
当中間期変動額合計		—
当中間期末残高		480,000
資本剰余金		
資本準備金		
前期末残高		114,578
当中間期変動額		—
当中間期変動額合計		—
当中間期末残高		114,578
その他資本剰余金		
前期末残高		117,810
当中間期変動額		—
当中間期変動額合計		—
当中間期末残高		117,810
資本剰余金合計		
前期末残高		232,389
当中間期変動額		—
当中間期変動額合計		—
当中間期末残高		232,389
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
前期末残高		1,671,674
当中間期変動額		—
中間純損失(△)		△384,376
当中間期変動額合計		—
当中間期末残高		1,287,297
利益剰余金合計		
前期末残高		1,671,674
当中間期変動額		—
中間純損失(△)		△384,376
当中間期変動額合計		—
当中間期末残高		1,287,297
株主資本合計		
前期末残高		2,384,063
当中間期変動額		—
中間純損失(△)		△384,376
当中間期変動額合計		—
当中間期末残高		1,999,687
純資産合計		
前期末残高		2,384,063
当中間期変動額		—
中間純損失(△)		△384,376
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)		—
当中間期変動額合計		△384,376
当中間期末残高		1,999,687

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

	第20期中間会計期間 (自 平成 21年 4月 1日 至 平成 21年 9月 30日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 満期保有目的の債券 償却原価法（定額法）を採用しております。 (2) その他有価証券 時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。 時価のないもの 移動平均法による原価法を採用しております。
2. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産（リース資産を除く） 定率法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物 15～24年 器具備品 4～20年 (2) 無形固定資産（リース資産を除く） 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。 (3) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価格をゼロとして算定する方法によっております。 平成19年3月31日以前に契約をした、リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

	第20期中間会計期間 (自 平成 21年 4月 1日 至 平成 21年 9月 30日)
3. 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。ただし、当中間期の繰入はありません。 (2) 賞与引当金 従業員等に対する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当中間会計期間に見合う分を計上しております。 (3) 退職給付引当金 従業員の退職金支給に備えて、簡便法により自己都合退職による中間期末要支給額の100%を計上しております。 (4) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく中間期末要支給額を基準として計上しております。
4. リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。 なお、リース取引開始日が適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を適用しております。
5. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜き方式によっております。

注記事項

（中間貸借対照表関係）

	第20期中間会計期間末 (平成21年 9月30日現在)
※ 1 有形固定資産から控除されている減価償却累計額	建物 50,857千円 器具備品 <u>61,705</u> 計 112,562
※ 2 消費税等の取扱い	仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、金額的重要性が乏しいため、流動負債の「未払消費税等」に含めて表示しております。

（中間損益計算書関係）

	第20期中間会計期間 (自 平成 21年 4月 1日 至 平成 21年 9月 30日)
※ 1 減価償却実施額	有形固定資産 8,954 千円 無形固定資産 2,145 千円

（中間株主資本等変動計算書関係）

当中間会計期間（自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月30日）

発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式（株）	9,600	—	—	9,600

(リース取引関係)

第20期中間会計期間
(自 平成 21年 4月 1日
至 平成 21年 9月 30日)

リースの取引開始日が会計基準適用初年度開始（平成20年3月31日）以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引
(借主側)

(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額

	有形固定資産 器具備品	無形固定資産 ソフトウェア	合計	
取得価額相当額	54,590	18,145	72,735	千円
減価償却累計額相当額	<u>38,213</u>	<u>18,145</u>	<u>56,358</u>	
中間期末残高相当額	16,377	0	16,377	

(2) 未経過リース料中間期末残高相当額

1 年内	11,471 千円
1 年超	<u>5,881</u>
合計	17,353

(3) 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額

支払リース料	7,980 千円
減価償却費相当額	<u>7,273 千円</u>
支払利息相当額	375 千円

(4) 減価償却費相当額及び利息相当額の算定方法

減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額の差額を利息相当額とし、各期への配分法については、利息法によっております。

（有価証券関係）

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの

第20期中間会計期間（自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月30日）

該当事項はありません。

2. その他有価証券で時価のあるもの

区分	第20期中間会計期間 (平成21年9月30日現在)		
	取得原価 (千円)	貸借対照表計上額 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得 原価を超えるもの			
株式	—	—	—
債券	—	—	—
その他	—	—	—
小計	—	—	—
貸借対照表計上額が取得 原価を超えないもの			
株式	161	161	—
債券	—	—	—
その他	—	—	—
小計	161	161	—
合計	161	161	—

（注）表中の「取得原価」は減損処理後の帳簿価額であります。

（デリバティブ取引関係）

第20期中間会計期間（自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月30日）

該当はありません。

（持分法損益等）

第20期中間会計期間（自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月30日）

関連会社がないため記載しておりません。

(1株当たり情報)

第20期中間会計期間 (自 平成 21年 4月 1日 至 平成 21年 9月 30日)	
1株当たり純資産額	208,300円74銭
1株当たり中間純損失金額	△40,039円23銭
なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、1株当たり中間純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	

(注) 1株当たり中間純損失金額(△)の算定上の基礎

	第20期中間会計期間 (自 平成 21年 4月 1日 至 平成 21年 9月 30日)
中間純損失(△) (千円)	△384,376
普通株式に係る中間純損失(△) (千円)	△384,376
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
期中平均株式数(株)	9,600

(重要な後発事象)

重要な事業の譲受

インベスコ・リミテッド（ニューヨーク証券取引所上場）は、米国時間平成21年10月19日、ヴァン・キャンペン・インベストメンツを含むモルガン・スタンレーの米国を中心とするリテール資産運用事業を取得することについて最終合意いたしました。

この合意は、日本における事業も対象となっております。当社はモルガン・スタンレー・アセット・マネジメント投信株式会社の運用資産の一部を承継する予定であり、現在、対象事業の統合に向けての準備を進めております。統合完了は、平成22年半ばを予定しております。

(その他)

特記すべき事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の規定により、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- ①自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- ②運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- ③通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じです。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じです。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。
- ④委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額または市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- ⑤上記③④に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

(1)定款の変更等

定款の変更は、株主総会の決議が必要です。

(2)訴訟事件その他重要事項

重要な事業の譲受

インベスコ・リミテッド（ニューヨーク証券取引所上場）は、米国時間平成21年10月19日、ヴァン・キャンペン・インベストメンツを含むモルガン・スタンレーの米国を中心とするリテール資産運用事業を取得することについて最終合意いたしました。

この合意は、日本における事業も対象となっております。委託会社はモルガン・スタンレー・アセット・マネジメント投信株式会社から、日本株式運用戦略全般および外国株式パッシブ運用戦略全般等にかかる事業を譲り受ける予定であり、現在、対象事業の統合に向けての準備を進めております。統合完了は、平成22年7月5日を予定しております。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1)受託会社

①名称	②資本金の額 (平成21年9月30日現在)	③事業の内容
中央三井アセット信託銀行株式会社	11,000百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

(2)販売会社

①名称	②資本金の額 (平成21年9月30日現在)	③事業の内容
岩井証券株式会社	10,004百万円	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
株式会社SBI証券	47,937百万円	〃
東海東京証券株式会社	6,000百万円	〃
内藤証券株式会社	3,002百万円	〃
フィデリティ証券株式会社	4,507百万円※1	〃
マネックス証券株式会社	7,425百万円	〃
豊証券株式会社	2,540百万円	〃
楽天証券株式会社	7,477百万円	〃
オーストラリア・アンド・ニュージーランド・バンキング・グループ・リミテッド（銀行）	20,022百万豪ドル (約1,580,937百万円) ※2	銀行法に基づき銀行業務を営んでいます。
株式会社広島銀行	54,573百万円	〃
楽天銀行株式会社	23,485百万円	〃
オリックス信託銀行株式会社	40,000百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

※1 平成21年10月28日現在。

※2 豪ドルの円換算は、平成21年9月30日現在の株式会社三菱東京U F J銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1豪ドル＝78.96円）によります。

(3)投資顧問会社

①名称	②資本金の額 (平成21年12月31日現在)	③事業の内容
インベスコ・オーストラリア・リミテッド	48,501,046.11豪ドル (約3,990百万円※)	オーストラリア国籍の会社であり、内外の有価証券などにかかる投資顧問業務および当該業務に付帯するその他一切の業務を営んでいます。

※ 豪ドルの円換算は、平成21年12月30日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1豪ドル＝82.28円）によります。

2【関係業務の概要】

(1)受託会社

当ファンドの受託会社として、投資信託財産の保管・管理・計算などを行います。

受託会社は、当ファンドにかかる信託事務の一部につき、下記再信託受託会社に委託することができます。

<再信託受託会社の概要>

名称	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社
資本金	51,000百万円(平成21年9月30日現在)
事業の内容	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。
再信託の目的	原信託契約にかかる信託事務の一部（信託財産の管理）を、原信託受託会社から再信託受託会社（日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）へ委託するため、原信託財産のすべてを再信託受託会社へ移管することを目的とします。

(2)販売会社

当ファンドの販売会社として、受益権の募集・販売の取り扱いを行い、投資信託説明書（交付目論見書）・投資信託説明書（請求目論見書）の交付、運用報告書の交付代行、分配金・解約金・償還金の支払いおよび分配金の再投資に関する事務などを行います。

(3)投資顧問会社

委託会社よりマザーファンドの運用指図に関する権限の委託を受けて、投資判断・発注などを行います。

3【資本関係】

(1)受託会社

該当事項はありません。

(2)販売会社

該当事項はありません。

(3)投資顧問会社

該当事項はありません。

第3【参考情報】

当特定期間において、当ファンドにかかる金融商品取引法第25条第1項各号に掲げる書類は、以下のとおり提出されております。

提出年月日	提出書類
平成21年8月27日	臨時報告書
平成21年11月18日	有価証券報告書
平成21年11月18日	有価証券届出書の訂正届出書
平成21年11月30日	臨時報告書

独立監査人の監査報告書

平成21年10月14日

インベスコ投信投資顧問株式会社

取締役会御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 大木 一昭
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているインベスコ オーストラリア株式ファンドの平成21年2月21日から平成21年8月20日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、インベスコ オーストラリア株式ファンドの平成21年8月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

インベスコ投信投資顧問株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)1.上記は、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2.財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成20年6月10日

インベスコ投信投資顧問株式会社
取締役会御中

新日本監査法人

代表社員 公認会計士 松村 直季
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 三浦 昇

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社の経理状況」に掲げられているインベスコ投信投資顧問株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第18期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、インベスコ投信投資顧問株式会社の平成20年3月31日現在の財産の状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

※上記は、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成22年4月21日

インベスコ投信投資顧問株式会社
取締役会御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 大木 一昭
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているインベスコ オーストラリア株式ファンドの平成21年8月21日から平成22年2月22日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、インベスコ オーストラリア株式ファンドの平成22年2月22日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

インベスコ投信投資顧問株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)1.上記は、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2.財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成21年6月10日

インベスコ投信投資顧問株式会社
取締役会御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員	公認会計士	松村 直季
業務執行社員		
指定有限責任社員	公認会計士	三浦 昇
業務執行社員		

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているインベスコ投信投資顧問株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第19期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、インベスコ投信投資顧問株式会社の平成21年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

※上記は、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成21年12月10日

インベスコ投信投資顧問株式会社
取締役会御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員	公認会計士	三浦 昇
業務執行社員		
指定有限責任社員	公認会計士	鴨下 裕嗣
業務執行社員		

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているインベスコ投信投資顧問株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第20期事業年度の中間会計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、インベスコ投信投資顧問株式会社の平成21年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

※上記は、独立監査人の中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[前へ](#)